

第5章

生物多様性の保全及び持続可能な利用

～私たちのいのちと暮らしを支える生物多様性～

私たちのいのちと暮らしは、生物多様性によって支えられています。その生物多様性が、驚くべきスピードで失われつつあります。生物多様性を守り、持続的に利用していくための取組が、いま世界中で大きなねりとなりつつあり、その中心に日本が立とうとして

います。

この章では、生物多様性をめぐるこれまでの経緯と、2010年（平成22年）のわが国での**生物多様性条約**第10回締約国会議に向けた取組などについて述べていきます。

第1節 2010年に向けて加速する生物多様性の保全及び持続可能な利用への世界と日本の潮流

1 生物多様性とその恵み

(1) 生物多様性とは

生物の多様性に関する条約（以下「**生物多様性条約**」という。）では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と生物多様性を定義しています。極寒の極地から熱帯の赤道直下まで、乾燥地帯から湿地・水域まで、深海から高山までなど、地球上のあらゆる環境に、長い生命進化の歴史を経て、さまざまな生物が適応し、それぞれの場所において、昆虫が蛙に、蛙が蛇に食べられるといった食物連鎖や、クマノミ類とイソギンチャク類がともに暮らす共生関係のように、生物同士がさまざまなつながりを持って存在している状態と言い換えることもできます。

長い時間をかけた自然界の試行錯誤の結果として、さまざまな環境に見合った種類や量の生物が本来あるべき姿で存在する状態が生物多様性の良好な姿であると考えられます。したがって、必ずしも熱帯林のように種や個体の数が多い場所の方が、砂漠のように少ない場所よりも優れているというわけではありませんし、種数が多い方が良いとあって、他の場所から色々な生物を持ち込むことが良いというわけではありません。また、気候の変化や病原菌の蔓延などのさまざまな外的要因を受けても全滅しないよう、さまざまな環境変化に適応できる遺伝的多様性に富んだ個体群が存

在していることも、生物の種が生き残る上で重要です。種が同じであるからといっても、個体数が減少した場所に、十分な検討もせずに、他の地域から個体を持ち込むことには、交配によって地域間の遺伝的変異を減らしてしまう危険性も考えられるのです。

(2) 生物多様性の恵み

我々の生存に不可欠な酸素は植物が作り出します。野菜や日本人の主食であるお米は野生の植物を改良してできた作物です。サンマや甘エビなど食卓を飾るさまざまな海産物は海から得られます。本や新聞などの紙製品も植物を元に作られています。さまざまな医薬品の多くも生物の働きを利用して開発されたものです。各地で身近に得られる食材を使った郷土料理のような伝統的な地域文化の多様性も地域の生物多様性に支えられています。森林や緑地は我々に憩いの場を提供するとともに、水源のかん養、土砂崩れの防止、気候の安定や**ヒートアイランド現象**の緩和にも役立ちます。以上のように我々は当たり前と思い享受している事柄の多くを生物多様性のもたらす恵みに依存しています。人間は生物多様性のもたらす恵みなくしては日々の生活を送ることはできません。これら生物多様性の恵みの多くは、生物や生態系を適切に使うことで再生産が期待でき、将来にわたり持続的に利用が可能なものです（図5-1-1）。

図5-1-1 生物多様性の恵み



*バイオミクリーとは、自然界にある形態や機能を模倣したり、そこからヒントを得ることで、人間界の問題を解決したり、画期的な技術革新をもたらすことをいう。

資料：環境省

2 生物多様性の危機の構造

人間も生物多様性を構成する生物の一種として地球上に誕生しました。今日、人間は科学技術を発達させ、地球上のさまざまな資源を活用し、便利で豊かな生活を求め続けています。その一方で、あまりにも大きくなった人間活動が、生物や生態系の再生産能力を超えた略奪的な利用を発生させ、地球規模で生物多様性に不可逆的な影響を与えています。その結果、現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、この数百年で過去の平均的な絶滅スピードのおよそ1,000倍という速さで生物種の絶滅が進んでいるとも言われています。

平成19年11月に閣議決定された「第三次生物多様性国家戦略」では、わが国の生物多様性の危機の構造を次の4つに分類しています。「第1の危機」から「第3の危機」は平成14年に策定された「新・生物多様性国家戦略」で整理されたもので、「地球温暖化による危機」は第三次生物多様性国家戦略で新たに追加されたものです(図5-1-2)。

第1の危機は、人間活動ないし開発が直接的にもたらす生物種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育環境の破壊です。いわゆる自然破壊がこれに当たります。

社会的に生物多様性に対する認識が浅く、経済発展

が優先されていた時代には、生物多様性の状況の把握や配慮もなされないままに開発が進み、またさまざまな生物が食料やペット・園芸目的などで採集され個体数を大きく減らしました。自然保護に代表される生物多様性への配慮の認識の広まりと各種の取組の推進、社会状況の変化により、現在では、かつてのような急激かつ大規模な破壊は少なくなってきていますが、人間が生活するためにはある程度の開発や採取が必要であることに変わりはなく、生物多様性に与える負荷を回避・低減できるよう努めていかなければなりません。また、過去の開発や多量の捕獲などが今日でも影響を与えている場合もあり、生息・生育地の環境の再生や個体数の回復のための取組も必要です。

第2の危機は、里地里山など自然に対する人間の継続的な一定の働きかけによって維持されてきた環境が、生活様式・産業構造の変化、高齢化の進行など社会・経済状況の変化に伴って変化し、その環境に依存していた種の生息・生育環境が失われつつあることです。

秋の季語として俳句に詠まれ、家紋に用いられるなど日本人に古くから親しまれてきたキキョウを例に挙げます。今日でも切り花や鉢植えとしては普通に見られますが、これらは生産されたもので、野生のものは

図5-1-2 生物多様性の3つの危機

危機のタイプ	第1の危機	第2の危機	第3の危機
影響を受ける生物の種名	アホウドリ 	キキョウ 	アマミノクロウサギ 
RDBランク	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
生息・生育環境	島しょ	草原	森林
危機の構造	かつては日本南部から台湾島付近にかけてのいくつかの無人島に繁殖していた。 明治以降の羽毛採取のための大量捕殺により、個体数が著しく減少した。	北海道、本州、四国、九州に分布する。日当たりの良い場所に好んで生えるため、草刈りなどの人手の入る場所にもふつうに見られた。 草刈りや落ち葉かきなどの人の介入の減少による草地の遷移や、土地造成による草地の減少のため、生育地が著しく減少した。	奄美諸島の奄美大島と徳之島にのみ分布する固有種。森林と、これに隣接する開けた場所とを利用する。 奄美大島では、昭和50年代にハブ対策として移入されたジャワマンゲースの分布が拡大し、強い捕食圧により個体数は減少傾向にある。

資料：環境省

絶滅の危機にあります。キキョウは日当たりの良い草原を好んで生育します。日本は湿潤温暖なため、草原は放っておくと次第に木が侵入し、森林に変わってしまいます。そのため、自然の状況下では、風当たりが強くて木が生えにくい場所や、山火事や土砂崩れなどにより森林が失われた場所に一時的に成立するのが普通であり、本来、キキョウはそのような草原に生えていたと想像されます。一方、日本には、古くから堆肥の原料、牛や馬の飼料、茅葺屋根の材料などを得る目的で、定期的に草を採取し、管理することで木を侵入させずに安定的に保ってきた草原が存在しています。このような定期的な草刈りが、結果的にキキョウの生育に適した環境を安定的に確保することになり、キキョウは、里地里山の草刈り場や土手などに普通に見られる種として存続してきたのです。ところが今日では、化学肥料や輸入飼料の普及、茅に代わる屋根葺き材の普及などにより、草原の利用価値が低下して放置され、木々が侵入し、あるいは他の用途に使われて、キキョウの生育できる環境が減少しています。このように、第2の危機では、持続可能な自然資源の利用形態自体が失われることにより、生物多様性の低下を招いています。

第3の危機は、人間により持ち込まれたものによる生態系のかく乱です。オオクチバス（ブラックバス）やアライグマなど**外来種**だけでなく、人間が作り出した化学物質などによる影響も含まれます。

外来種が生物多様性に及ぼす影響はさまざまで、北米原産のオオクチバスのように日本在来の水生生物を捕食することや、台湾原産のタイワンザルのように、日本固有で近縁のニホンザルと交配して雑種の子孫をつくることなどにより、日本の固有種や在来種の存続

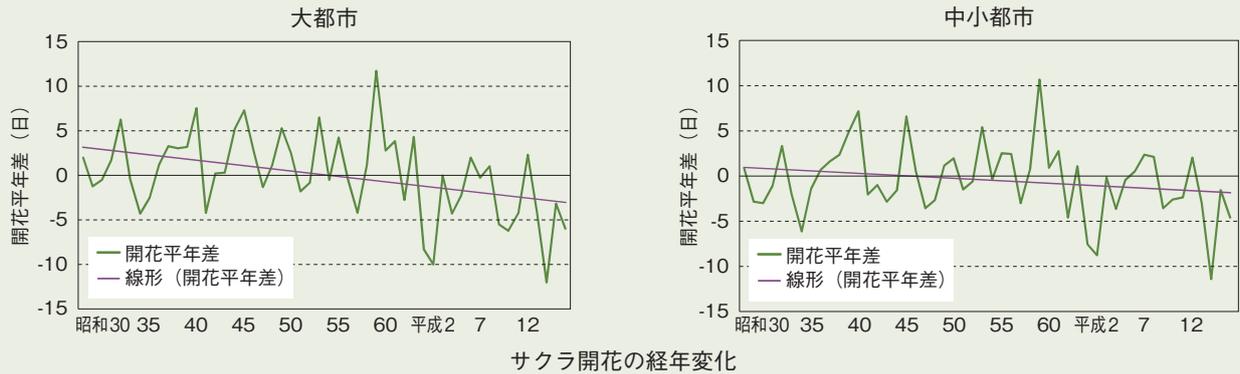
が危ぶまれています。外来種による生物多様性への悪影響を取り除く目的で駆除活動も行われていますが、多大な労力、時間、経費が必要となる上、完全な排除は極めて難しく、駆除活動を止めると、すぐに元の状態に戻ってしまうというやっかいな問題が起こっています。元々人間が海外から持ち込んだものが、野外へ逃げたり、意図的に放たれたりすることや、貨物に紛れて入り込んでしまうことが原因なので、外来種の導入やそれにつながる行動については、一人ひとりが十分注意していく必要があります。

地球温暖化による危機は、気温上昇による生息・生育環境の変化で、地球規模で生物多様性に影響を与える大きな課題です。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成19年にまとめた第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっており、温暖化の原因が人間活動による**温室効果ガス**の増加によるものであることをほぼ断定しています。同報告書では、全球平均気温の上昇が1.5～2.5℃を超えた場合、これまでに評価対象となった動植物の約20～30%で絶滅リスクが高まる可能性が高く、4℃以上の上昇があった場合は地球規模での重大な（40%以上の種の）絶滅につながると予測されています。生物季節や種の分布域の変化などが報告されているものの、地球温暖化を含む気候変動によりわが国の生物多様性にどのような影響が生じるかについて科学的知見が十分ではありませんが、島嶼、沿岸、高山帯など環境の変化に弱い場所を中心に生物多様性に深刻な影響が生じるものと考えられます（図5-1-3）。

これら4つの危機は、単独で生物多様性に影響を与えるだけではありません。例えば、田園地帯では、社

図5-1-3 地球温暖化による影響



サクラ開花の経年変化

■サクラの開花

サクラは、前年の夏に花のもととなる花芽を形成し、それ以上生長することなく休眠に入ります。花芽は、秋から冬にかけて一定期間寒さにさらされると休眠から覚め、春先の気温の上昇とともに生長し開花します。そのため、花芽の生長は春先の気温が高ければ早く、低ければ遅くなります。

全国を平均したサクラ開花は、2003年までの50年間で4.2日早くなっています。

資料：気象庁「異常気象レポート2005」より環境省作成

注：大都市：札幌、仙台、東京、名古屋、京都、福岡

中小都市：網走、根室、山形、水戸、銚子、長野、飯田、彦根、浜田、名瀬、石垣島



会経済の変化などにより離農が進み、**里地里山**が手入れされなくなる（第2の危機）とともに、経済的価値の低下などにより里地里山が売却され、宅地造成などの開発が進む（第1の危機）など、複数の危機が複合的に進行することもあります。

さらに、物流や経済のグローバル化に伴い、これらの危機は国内だけで完結するものではなくなってきました。ペットの無秩序な大量輸入は、原産国では野生

生物の個体数の減少や種の絶滅といった第1の危機につながる可能性があるだけでなく、わが国でも逸出などによる**外来種**の増加と生態系への影響といった第3の危機につながる可能性があります。生物多様性の危機も国際的な視野に立って考えていかなければなりません。

3 生物多様性をめぐる取組の経緯

(1) 生物多様性条約発効にいたる背景と経緯

1980年代には、熱帯林の急激な減少や絶滅のおそれのある生物種の増加など、世界規模の深刻な自然環境の悪化が報告され、絶滅のおそれのある種の国際取引を規制する**ワシントン条約**や、価値ある自然・文化遺産を保護する**世界遺産条約**のように、特定の場所や生物を守るだけでなく、人間活動のあらゆる局面で生物多様性に配慮する国際的なルールづくりの必要性が次第に認識されるようになりました。昭和59年に開催された国際自然保護連合（IUCN）の総会で、生物多様性を保全する条約の成立を目指すことが決定され、62年の**国連環境計画（UNEP）** 管理理事会の決定に従い設置された専門家会合で検討が開始されました。その後、平成2年から政府間条約交渉会議が開始され、4年5月、ケニアのナイロビで開催された合意

テキスト採択会議において**生物多様性条約**は採択されました。交渉の過程において、開発途上国に多く残された手付かずの自然環境の保護を訴える先進国と、開発を進めて経済発展を望む開発途上国、経済的価値を内在する豊かな遺伝資源を持つが技術力のない開発途上国と、遺伝資源を持ち出し高い技術力により製品化して利益を上げたい先進国や企業といった具合に、立場の違いを反映したさまざまな議論が行われました。本条約は、同年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された**国連環境開発会議（UNCED）**における主要な成果として、「**気候変動に関する国際連合枠組条約**」とともに、会議中に署名のため開放され、わが国をはじめ168か国が署名し、翌5年12月に発効しました。現在では、日本（5年に締結）を含め世界中のほとんどの国（21年3月末現在、190ヶ国及びEC。アメリカなどは不参加）が締結しています。条約の目的

は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の3つからなります。③は、例えば、ある国に生育する植物を利用して外国資本が革新的な医薬品を開発し利益を上げた場合、その利益の一部を植物の採取された国にも公平に配分するという考え方を示しています。さらに、条項には、開発途上締約国に対する資金供与制度（資金メカニズム）や、技術協力なども含まれており、交渉時の開発途上国の主張が強く取り入れられたものとなっています。生物多様性条約を単に自然保護や生物多様性の保全に関する条約と理解する人もいますが、それだけではなく、日常生活や社会経済活動にもつながりの深い持続可能な利用や、遺伝資源と知的所有権といった国家間の利害関係をも含んだ条約となっています。

(2) 生物多様性条約発効後の主な流れ

締約国会議（COP）は締約国全体の意思決定機関であり、条約に関するさまざまな議論がなされ、決議などの形で方針が決定されます。平成12年にケニアのナイロビで開催されたCOP5では、土地、水資源及び生物資源の統合的管理のための戦略であるエコシステム・アプローチが採択されました。条約の採択10年目にあたる14年にオランダのハーグで「対話から行動へ」をテーマに開催されたCOP6では、条約の3つめの目的である遺伝資源に関し「ボン・ガイドライン（遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益配分の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン）」が採択されました。締約国に義務を課すものではないとはいえ、条約交渉の論点の一つであった遺伝資源について一定の指針が採択されたことは重要です。また、生物多様性条約戦略計画が採択され、「現在の生物多様性の損失速度を、2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」が示され、定性的ではあるものの、明確な目標が示されました。さらに、COP6の閣僚級会合でも「生物多様性が現在驚くべきスピードで失われている傾向を2010年までに止めるための措置を強化する」という内容を含む「ハーグ宣言」が採択されました。16年にマレーシアのクアラルンプールで開催されたCOP7で、保護地域の設定、管理、モニタリングなどの締約国及び条約事務局などが取り組むべき活動等を示した保護地域に関する作業計画が採択されました。また、政府、資源管理者、先住民及び地域社会、民間部門などによる生物多様性の利用が長期的な生物多様性の減少につながるよう支援するための14の原則と実施上のガイドラインからなる「生物多様性の持続可能な利用に関するアジスアベバ原則およびガイドライン」が採択され、条約の2つめの目的である生物多様性の持続可能な利用について基本的な考え方がまとめられました。18年にブラジルのクリチバで開催されたCOP8では、生

物多様性に与える影響が大きい企業などの民間部門が、条約の目的達成に貢献すべきという民間部門の参画についての決議が採択されました。決議では、企業に求められることとして、①企業の経営方針や企業行動を条約の3つの目的に適合させること、②2010年目標の達成に貢献するような自主的な活動について締約国会議に報告すること、③締約国会議や科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合（SBSTTA）、専門会合などへの参加を奨励することとしています。このように、条約の2つめの目的である持続可能な利用に関し、それを利用し利益を得ている主体の一つである企業などの民間部門について参画を求めたことは重要です。また、2010年目標の達成状況を評価するため、COP8で世界の生物多様性の状況を15の指標から評価した「地球規模生物多様性概況第2版（GB02）」が生物多様性条約事務局によって公表されました（第1版は平成11年に公表）。

(3) カルタヘナ議定書採択の経緯

条約交渉時には、遺伝子組換え生物等の影響についても議論されましたが、意見が対立し、条約19条第3項に、「締約国は、生物多様性の保全や持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある遺伝子組換え生物等の安全な移送や取扱いなどの手続を定める議定書の必要性及び態様について検討する。」と規定されるにとどまりました。この規定を受け、平成7年に開催されたCOP2で、議定書作成のためのバイオセーフティー作業部会の設置が決議され、11年まで6回にわたり議論がなされました。同年には、コロンビアのカルタヘナで特別締約国会合が開催され、議定書の作成について議論されましたが、合意に至りませんでした。12年にカナダのモントリオールで開催された特別締約国会合再開会合でようやく合意に達し、遺伝子組換え生物等の国境を越える移動に先立ち、輸入国が、遺伝子組換え生物等による生物多様性の保全と持続可能な利用への影響を評価し、輸出入の可否を決定するための手続など、国際的な枠組みを定めた「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」（以下「カルタヘナ議定書」という。）が採択され、15年9月に発効しました。21年3月末現在、日本（15年締結）を含め152ヶ国及びECが締結しています（アメリカ、カナダ、オーストラリアなどは不参加）。

(4) G8と生物多様性

条約以外の国際的な動きとしてG8における取組が挙げられます。平成19年にドイツのポツダムで開催されたG8環境大臣会合では、生物多様性が初めて主要議題として取り上げられ、気候変動とともに大きなテーマとして議論されました。その結果は、議長総括にまとめられ、付属文書として「ポツダム・イニシア

ティブー生物多様性2010及び10の行動」が基本的に支持されました。イニシアティブには、生物多様性の地球規模の損失における経済的重要性（生物多様性の地球規模の経済的価値、生物多様性の損失に伴うコスト等の分析に着手する）、科学（科学と政策の間の接点向上に取り組む）、生産と消費のパターン（政府、産業界、消費者などを巻き込む政策の統合強化など）、侵略的外来種（種の特定、阻止及び統制管理における取組の拡大）などが盛り込まれました。

(5) 生物多様性をめぐる最近の国際的な動向

平成20年は生物多様性をめぐり国際的にさまざまな動きがありました。5月にドイツのボンでカルタヘナ議定書第4回締約国会議（MOP4）（5月12日～16日）と生物多様性条約COP9（19日～30日）が開催されました。MOP4では、遺伝子組換え生物等の国境を越える移動から生じる「損害」についての「責任と救済」に関する国際的な規則の検討について議論が行われ、今後作業グループを開催し、MOP5で何らかの法的拘束力のある文書として作成する方向で検討し、報告することが決議されました。COP9には、締約国のほか、国際機関やNGOなどのオブザーバーを含め約7,000人が参加し、約200のサイドイベントが開催されました。2010年目標の達成に向け、各課題の進捗状況や今後の取組強化の方向性について議論されたほか、2010年目標を含む条約戦略計画の見直しプロセス、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的枠組みの2010年までの検討プロセス、バイオ燃料を含む農業と生物多様性、海洋及び沿岸の生物多様性、気候変動と生物多様性などが議題として議論されました。またドイツ銀行のスクデフ氏より生物多様性の喪失による経済影響を分析する「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」の中間報告が行われました。さらに、ドイツ政府による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」の「リーダーシップ宣言」が行われ、日本企業9社を含む全34社が参加、署名しました。これは、同イニシアティブに賛同する企業は、条約の3つの目的に同意し、これを支持するとともに、経営目標に生物多様性への配慮を組み込み、企業活動に反映させることを宣言するものです。また、最終日にはCOP10が22年10月18日～29日に愛知県名古屋市で開催されることが満場一致で決定されました（MOP5は10月11日～15日に名古屋市で開催）（図5-1-4）。

COP9開催期間中にあたる5月24日～26日には、兵庫県神戸市でG8環境大臣会合が開催され、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」が合意されました。同呼びかけでは、①2010年目標の達成とフォローアップ、②生物多様性の持続可能な利用、③生物多様性と保護地域、④民間参画、⑤生物多様性のモニタリングのための科学の強化、の5項目が生物多様性に関

するG8各国に共通の重要課題として確認されるとともに、世界の国々に対し行動を促すよう呼びかけています。また、開催国であるわが国は、「『神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ』の実施のための日本の取組」として、自然と共生する社会づくりを世界に発信する「SATOYAMAイニシアティブ」、東アジアを中心としたサンゴ礁保護区ネットワーク化、ビジネス・研究者・NGOなどのさまざまな利害関係者間の情報交換・対話などを促進する「神戸生物多様性対話」、「地球規模生物多様性モニタリング・ネットワーク・イニシアティブ」などに取り組むことを世界に向けて表明しました。

平成20年9月には、日本が主催するアジア太平洋地域の非公式環境大臣会合である第16回アジア太平洋環境会議（エコアジア2008）が愛知県名古屋市で開催され、日本を含む11ヶ国、生物多様性条約事務局やUNEPなどの国際機関の代表などが出席しました。「生物多様性」をテーマに「生物多様性－2010年への道程」及び「生物多様性のための具体的な取組」に関して、アジア太平洋地域がとるべきスタンスや協力のあり方などについて議論が行われ、「生物多様性国家戦略の重要性」、「SATOYAMAイニシアティブの推進」、「生物多様性に対する認識の社会における主流化」などを議長総括としてとりまとめ、地域の共通認識の醸成を図りました。

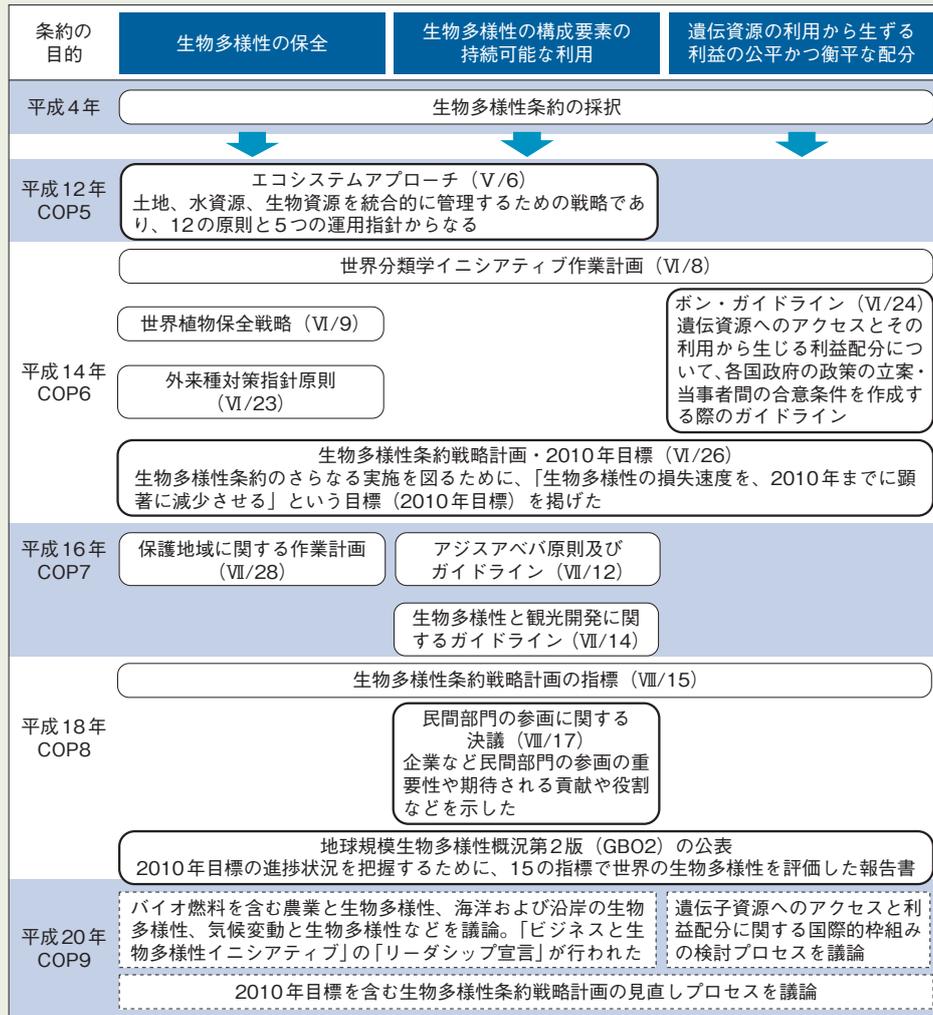
平成20年10月には、スペインのバルセロナでIUCNの第4回世界自然保護会議が「多様で持続可能な世界」をテーマに開催され、日本政府は、(財)日本自然保護協会と共催で、SATOYAMAイニシアティブに関するシンポジウムを開催しました。また、日本がIUCNに資金提供を行っている東アジア保護地域プロジェクトの一環として行った「東アジア保護地域行動計画（英語）」の改訂・翻訳（日本語・中国語・韓国語）を記念したイベントが行われました。さらに、展示ブースを設置し、わが国の生物多様性施策やSATOYAMAイニシアティブなどを紹介したほか、(財)日本自然保護協会主催のイベントが行われ、COP10におけるNGOの役割をテーマに意見交換が行われました。

平成20年10月から11月に韓国の昌原（チャンウォン）でラムサール条約第10回締約国会議が開催され、日韓共同で提案した決議「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」（水田決議）が採択されました。この決議は、水田が多様な生物の生息地として重要であることを認識し、生物相調査や情報交換を行うこと、生物多様性を高めるような農法や水管理方法を特定し、実践することを締約国に求めています。

(6) 生物多様性をめぐる最近の国内の動向

COP9開催などの国際的な流れに並行して、日本国内でも大きな動きがありました。平成19年11月には、

図5-1-4 生物多様性条約の3つの目的と主な決議等



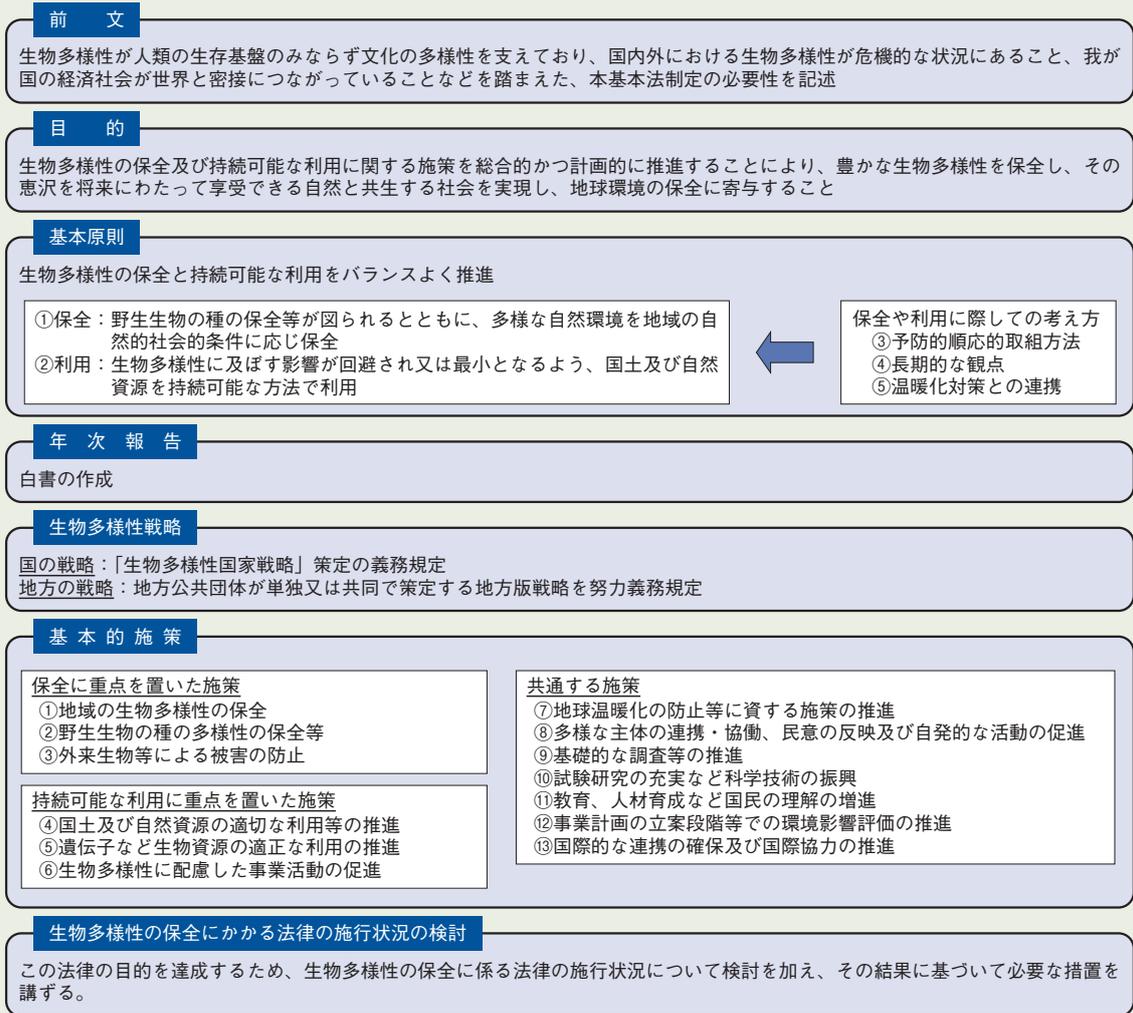
資料：環境省、国際自然保護連合 (IUCN) 日本委員会資料より作成 (決議等の名称は仮訳や簡略したものを含んでいる)

二度の見直しを経た第三次生物多様性国家戦略が閣議決定されました。同戦略は二部構成となっています。第1部は戦略そのものに相当し、日本の生物多様性の現状とそれを脅かす危機を明らかにするとともに、日本の生物多様性のあるべき姿を、100年先を見据えた国土のグランドデザインとして示し、地方や企業による地域レベルの取組の必要性を強調しています。また、今後5年程度の間重点的に取り組むべき施策の方向性を4つの基本戦略 (①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する) にまとめています。第2部は実践的な行動計画として、政府全体の具体的な施策約660を、実施主体を明らかにした上で、可能なものには数値目標を入れ、体系的に記述しています。

平成20年5月には与野党の共同提案による**生物多様性基本法** (平成20年法律第58号) が、国会に提案され全会一致で可決・成立し、6月に施行されました。基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。保全や利用に関する基本原則、白書の作成、生物多様性国家戦略の法定化、国が講ずべき13の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されました。また、国だけでなく地方自治体、事業者、国民や民間団体の責務が盛り込まれたほか、都道府県や市町村が生物多様性地域戦略を策定するよう努めることも規定されています (図5-1-5)。



図5-1-5 生物多様性基本法の概要



資料：環境省

4 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた各主体の取組

国内でも従来からさまざまな主体が生物多様性に関する取組を進めていますが、近年の国内外の動向を踏まえ一層活発化しています。

21年3月末現在、埼玉県、千葉県、愛知県、兵庫県、長崎県などが策定済みのほか、石川県、名古屋市などが策定に向けた準備を進めています。

(1) 地方公共団体

都道府県では、従来から、保護地域や鳥獣の保護管理、希少な野生生物の保護増殖、**外来種**対策など生物多様性の保全にかかわるさまざまな取組を進めています。希少な野生生物を例にとると、平成17年までにすべての都道府県でレッドデータブックやレッドリストが作成されており、20年までに27都道府県で希少な野生生物の保護のための条例が制定されています。また、森林や水源の保全等を目的とした森林環境税制が、20年までに29県で導入され、これらを財源に森林や水源の保全のための施策が進められています。

以上のような個別の取組を超えて、最近では生物多様性に関する地域計画づくりが進んでいます。平成

(2) 事業者

従来、企業の生物多様性に対する取組は、社会貢献のほか、義務やリスク回避の視点からの配慮が中心でした。しかし、生物多様性に対する取組を前向きなビジネスチャンスとしてとらえ、企業活動とwin-win（どちらにとっても有利）となるような取組を目指す企業が現れつつあります。日本経団連自然保護協議会では、平成20年2月に生物多様性ワーキング・グループを設置し、生物多様性に関する企業活動の方向性を示すための議論などが進められ、21年3月には、ワーキング・グループの成果を踏まえ、(社)日本経済団体連合会が「日本経団連生物多様性宣言」を発表しました。また、20年4月には、生物多様性の保全と持続

可能な利用に関する学習などを目的とした日本企業による「企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)」が設立されました。COP9や第4回世界自然保護会議にさまざまな企業や日本経団連自然保護協議会が参加し、ビジネスと生物多様性イニシアティブや各種企画への参加、展示などを行いました。

また、生産段階から加工流通段階にいたる事業者が参画することで、実際に生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を促進する取組も進んでいます。「森林管理協議会 (FSC)」や「海洋管理協議会 (MSC)」といった国際的な認証制度のみならず、森林認証制度『『緑の循環』認証会議 (SGEC)』(平成15年設立) や水産エコラベル制度「マリン・エコラベル・ジャパン (MEL ジャパン)」(19年設立) といったわが国独自の認証制度も設立され、認証された林産物や水産物が市場に流通しています。

(3) 民間団体 (NGO・NPO)

NGOなどの市民団体は、生物多様性上重要な地域での保全活動、市民参加型のモニタリング、子どもたちを対象とした自然環境教育など、従来から生物多様性の保全に向けた幅広い活動を行っています。こうした活動は、行政では十分にできないものを市民のニーズをとらえて地域に密着して行っているものが多く、地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるうえで重要です。

また、多くの団体がCOP9や第4回世界自然保護会議に参加するなど、活発に活動しています。COP10・MOP5日本開催決定を受け、国内では生物多様性保全に取り組むNGO・NPOが主体となり、**生物多様性条約の目的に賛同し、その目的の実現に向けて地球市民の立場から活動を行うことを目的とした「生物多様性条約市民ネットワーク」**が平成21年1月に愛知県名古屋市で設立されました。

(4) 民間団体 (学術団体)

日本学術会議では、環境学委員会自然環境保全再生分科会が中心となって、**生物多様性国家戦略**の改定に向けた提言の取りまとめや、生物多様性に関するシンポジウムやヒアリングを行ってきたほか、COP10に向けた取組について検討を行っています。また、平成21年3月の日本生態学会大会では、保全生態学、外来生物、自然再生、地球温暖化、企業活動、持続可能科学といった生物多様性の保全や持続可能な利用に関する各種のシンポジウムや自由集會が開催され、さまざまな分野の研究者による発表や討論が行われました。

また、COP9の開催前に、ドイツのボンで、科学者によるプレコンファレンスが開催され、地球規模での生物多様性の動向をいかに観測するかといった問題などが討議されました。その流れを受けて、平成20年12月には日本生態学会の呼びかけで、国内の関連学術団体や関連機関によるCOP10プレコンファレンス準備委員会設立のための会合が行われました。

(5) 主体間連携

各主体同士が有機的に結びついた取組も進んでいます。COP10が開催される地元では、平成20年9月に、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、(社)中部経済連合会などからなる「**生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会**」が設立され、COP10開催準備のための取組が開始されました。

また、平成21年2月に設置された「**生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する円卓会議**」(以下、「**円卓会議**」という。)には、多様な主体が参加し、COP10に向けた多様な各主体間の情報の共有、意見交換、連携の促進などが図られています。

5 2010年の生物多様性条約COP10に向けた日本の戦略

COP10の開催される2010年(平成22年)は、「**2010年目標**」の達成年にあたり、2010年目標の達成状況の評価とその後の目標を含む生物多様性条約戦略計画が議論されます。また、条約の目的の一つであるABSに関する国際的な枠組みについての検討作業を終了させるとされています。COP10に先立ち開催されるカルタヘナ議定書MOP5では、「**責任と救済**」に関する国際的な取り決めについて議論が行われ、何らかの法的拘束力のある文書の採択に向けた作業が行われることとされています。以上のように、COP10やMOP5は、条約や議定書に関する今後の方向性や国際的なルールづくりに関する重要な議論が行われる

節目の会議となり、国連は、COP10の開催される平成22年を国際生物多様性年に定めています。それ以外にも、COP10では、保護地域、持続可能な利用、資金メカニズム、科学的基盤の強化、気候変動と生物多様性、民間参画など、さまざまな議題が予定されています。

わが国は議長国として、国際的にも極めて重要なこれらの会議を円滑に運営するだけでなく、主催国として、日本の取組や経験をさまざまな議題に反映させるとともに、実効性があり、実現可能な決定が行われるよう会議を取りまとめ、成功に導く重要な役割を果たさなければなりません。そのためには、会議に向け

て、条約事務局、各締約国などとも情報共有や意見交換をしながら議論を重ねていくことが必要です。

一方、COP10・MOP5はわが国で開催される生物多様性分野で初めての大規模な国際会議となることから、国内での生物多様性に関する認識を深めるとともに、国際的な動向を反映させつつ各種施策を飛躍的に進める契機にもなります。COP10・MOP5とその後を見通して、すでに国際交渉や国内施策も進められています。COP10・MOP5までの限られた時間の中、国際貢献も含めしっかりと対応してゆく必要があります。

COP10・MOP5を効果的かつ円滑に開催するには、国内外の体制整備や連携強化を進める必要があります。国内の体制整備として、平成20年9月に、COP10・MOP5の円滑な開催と関係省庁相互の緊密な連携を図るため、関連9省庁の局長級からなる「生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議のわが国開催に関する関係省庁連絡会議」を設置しました。また、多様な各主体間の情報の共有、意見交換、連携の促進を目的として、前述の円卓会議を設置しました。これらの会議を活用しながら準備を進めていきます。国際的な連携強化としては、条約事務局との密接な連携のみならず、COP10の議題やそれに向けた会合などを議論する条約のビューロー会議、各議題の作業部会などに参加し、日本の意見を伝えていく必要があります。

また、生物多様性条約では、生物多様性の概念や内包する内容が広範であり、また各国の生物多様性の状況もさまざまであることから、生物多様性条約が締約国に義務付ける具体的な施策は乏しく、締約国全体の共通の取組を提示しにくいのが現状です。COP10に向け、条約の趣旨を体現するための具体的な行動を明確に提示し、各国にその実施を促すため、あらかじめCOP10のテーマを設定し、COP10へ向けた国内外の関連行事や活動をそのテーマに沿って実施していくことで、COP10における成果の最大化を図ります。

以下にCOP10・MOP5で予定される主要テーマに関する日本の取組の方向を示します(図5-1-6)。

(1) 生物多様性条約戦略計画

生物多様性条約戦略計画は、条約の目的を推進するために必要な目標や優先すべき活動などが定められており、**2010年目標**を戦略計画全体の目標としています。2010年目標を含む戦略計画の見直しには、まず2010年目標の達成状況を評価する必要があることから、条約事務局は、地球規模生物多様性概況第3版(GB03)を作成しています(平成22年5月公表予定)。生物多様性の評価は定量的に難しい部分もありますが、計測可能で、多くの主体や人々が自らの目標と認識でき、取組の推進につながるような目標を設定することが重要です。そのためには、現行のGB02で欠け

図5-1-6 生物多様性条約COP10及びカルタヘナ議定書MOP5で予定される主な議題

- 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)
 - 生物多様性条約戦略計画の改定
 - 遺伝資源の取得と利益配分の国際的枠組み
 - 保護地域
 - 生物多様性の持続可能な利用
 - 資金メカニズム(生態系サービスの評価を含む)
 - 科学的基盤の強化
 - 気候変動と生物多様性
 - 民間参画
 - 海洋及び沿岸の生物多様性
 - 都市と生物多様性 など
- カルタヘナ議定書第5回締約国会議 (MOP5)
 - カルタヘナ議定書における「責任と救済」 など

資料：環境省

ている生態系サービスの経済的評価や、人と自然の関わり方に関する指標を取り入れることが重要と考えられます。わが国は、生物多様性の総合評価やSATOYAMAイニシアティブなどを通じて、わかりやすく計測可能な新目標や二次的自然環境における持続可能な生物多様性の利用を目指した自然資源管理モデルなどの指標を検討しています。それらの取組で得られた成果をさまざまな機会で紹介して合意形成を図り、GB03やCOP10で提案される戦略計画案に反映させるよう努めていきます。

(2) ABSの国際的な枠組みの検討

COP10までに、遺伝資源の取得と利益配分に関する国際的な枠組みの検討作業を終了することが決議されており、条約事務局が専門家会合や作業部会を開催するなど、国際的な議論が始まっています。わが国は、国際的な利用実態を踏まえ、実質的な利用上の支障が生じないように、また単に国家間の利害関係だけでなく、生物多様性の保全や持続可能な利用にも配慮された枠組みとなるよう、会合への参加などを通じて、関係省庁が連携して取り組んでいきます。

(3) カルタヘナ議定書の「責任と救済」

カルタヘナ議定書第27条では、遺伝子組換え生物等の国境を越える移動から生じる「損害」についての「責任と救済」に関する国際的な規則の検討について規定されており、平成17年から5回にわたり作業部会が設けられ、検討が進められてきました。20年のMOP4では、当該規定を何らかの法的拘束力のある文書として作成する方向でさらに作業グループで検討し、MOP5に報告することを決議しました。

わが国としては、作業グループなどに積極的に参加し、遺伝子組換え生物等に対してさまざまな考えを持つ各国が実行できるような内容の文書となるよう努め

ていきます。

(4) 保護地域

保護区は、生物多様性条約の目的の1つである生物多様性の保全を進める上で非常に重要です。世界的に見ると、陸域での区域指定が進んでいる一方で、海域の保護区の指定の推進や、指定された保護区の管理の充実が課題となっています。こうした背景を踏まえ、海域の重要な生態系であるサンゴ礁などの保全とネットワーク化を目指すため、神戸・G8環境大臣会合で日本が表明した取組の一つである東アジアを中心としたサンゴ礁保護区ネットワーク戦略の策定を推進します。保護区管理の充実については、日本も資金提供を行い、改訂版が出版されたIUCNの「東アジア保護地域行動計画」の普及や東アジア地域でのワークショップの開催などを通じて、条約の保護地域作業計画の履行を推進していきます。そして、これらの取組をCOP10で発表します。国内では、わが国の生物多様性の屋台骨である国立公園・国定公園の総点検と全国的な見直し・再配置、自然公園法などの見直しや海洋基本計画に盛り込まれた海洋保護区のあり方の検討、わが国の国立公園の管理経験を生かした国際協力の推進などの施策を進めていきます。

(5) 持続可能な利用

条約の目的の一つである生物多様性の持続可能な利用を進めるには、一次産業を中心とした持続可能な自然資源管理を進める必要があります。COP10で持続可能な利用の一つの方向性を示すため、持続可能な自然資源管理を全世界的に展開していくためのモデルを日本の里山の名を冠した「SATOYAMA イニシアティブ」としてCOP10で提案・発信します。COP10に向け、世界の持続可能で資源循環的な自然資源の伝統的利用の事例や専門的な知見を収集するとともに、国際ワークショップなどにおいて合意形成を図りつつ、現代社会の実情と各国の自然資源の質に即した自然資源管理モデルを検討していきます。国内の里地里山は、社会経済の変化によりその自然環境が劣化しつつあることから、自然資源の管理・利活用方策や多様な主体の参画を促進するための検討を行うことによって保全再生に取り組んでいきます。

(6) 資金メカニズム

条約の目的を履行するためには、さまざまな方法により資金供与や技術移転を行う仕組み（資金メカニズム）が必要とされています。COP9で生物多様性の地球規模での損失による経済的な影響を取りまとめた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」の中間報告書が公表されました。また、条約の作業部会では、革

新的な資金メカニズム（生態系サービスへの支払い、環境保険、緑基金など）の検討を行うことが決定されました。COP10では、生態系サービスの評価を含む資金メカニズムが議題として予定されていることから、これらの動きに貢献できるように、国内における生態系サービスの経済評価の試算や、生態系サービスの経済評価を踏まえた施策の検討を行っていきます。

(7) 科学的基盤の強化

未解明な部分の多い生物多様性分野で施策を効果的に推進していくためには、科学的基盤の強化が必要不可欠です。特に、近年顕在化しつつある気候変動による影響を視野に入れ、生物多様性の状態とその推移を的確に把握し、科学的な対応に努める必要があります。科学的基盤の強化を効率的に進めるには、「全球地球観測システム（GEOS）」や「長期生態系研究ネットワーク（ILTER）」などの既存の活動間の協力や情報共有が重要です。そのための取組を、神戸・G8環境大臣会合で日本が表明した「地球規模生物多様性モニタリング・ネットワークング・イニシアティブ」として実現するため、国際ワークショップや専門家会合を行っていきます。また、科学的基盤の強化には、基礎的な関連情報の整備や調査を行う人材育成が不可欠です。そのため、「世界分類学イニシアティブ（GTI）」の枠組みの下、「地球規模生物多様性情報機構（GBIF）」の活動とも連携しながら、アジア地域の分類学に関する情報や標本の整備及び分類同定能力を有する人材を育成するイニシアティブ（アジア地域生物多様性インベントリー・イニシアティブ）をCOP10で立ち上げることを目指します。さらに、生物多様性に関する科学及び政策の連携の強化を目的とする「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」の創設に向けた国際的な議論にも積極的に参画していきます。

(8) 気候変動と生物多様性

気候変動枠組条約における各種検討作業への生物多様性条約の視点を取り入れるため、COP10までに2回の専門家会合を開催し、気候変動に対する緩和方策と適応方策について検討することがCOP9で決定されました。わが国から専門家会合などに出席するほか、科学的基盤の強化を通じて気候変動が生物多様性に及ぼす影響についての科学的知見の蓄積に努めます。

(9) 民間参画

COP8の民間参画決議を受け、COP9に合わせてドイツ政府が主導して立ち上げられた「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」について、COP10での発表を視野に、ドイツ政府と連携して成果の取りまとめ



進めます。国内では、事業者が生物多様性に配慮した活動を自主的に行うためのガイドラインの策定や、国民一人ひとりの行動を促す生物多様性に配慮した行動

リストの提案を通じて、生物多様性に配慮した事業活動の促進支援や国民参画の推進などの取組を行います。

第2節 生物多様性の現状

1 世界の生物多様性の状況

平成20年10月に開催された第4回世界自然保護会議で、IUCNより、世界中の絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）の最新版が公表されました。既知の生物種約164万2千種から約4万5千種を対象に評価した結果、絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠA類、絶滅危惧ⅠB類、絶滅危惧Ⅱ類）は約1万7千種とされています。19年に公表されたレッドリストと比較してみると絶滅危惧種の数621種増加していますが、毎年評価対象種数が増加しているほか、科学的な知見が充実した結果評価が変更になる種もあり、絶滅危惧種の指定数の増減のみをもって種レベルの生物多様性の状況を単純に評価することはできません。既知種5,488種すべてを評価対象としている哺乳類の20年度の結果をみると、約21%にあたる1,141種が絶滅危惧種とされています。オーストラリアのタスマニア島に生息するタスマニアデビルが新たに絶滅危惧種となるなど絶滅のおそれの評価が悪化した種がある一方、保全の取組により個体数が増え、絶滅のおそれの評価が改善された種（アフリカゾウ）や、野生のものが絶滅した種について飼育個体を野外に再導入する取組（例：北米大陸のクロアシイタチ（イタチの仲間））も報告されています。

生物多様性を総合的に評価する試みも行われています。国連の主唱により平成13年～17年にかけて実施された「ミレニアム生態系評価（MA）」は、95ヶ国から1,300人以上の専門家が参加して実施された、生態系に関する大規模な総合評価です。生態系の変化が人間の福利に及ぼす影響を評価することを目的として、生態系と人間の福利との間のつながりとして特に生態系サービス（生態系から得られる恵み）に焦点を当てています。24の代表的な生態系サービスについて地球規模での状態や変化を評価した結果、生態系サービスが向上したのは、わずか4項目（穀物、家畜、水産養殖、気候調節）のみであることが明らかになりました。その一方、15項目（漁獲、木質燃料、遺伝資源、淡水、防災制御など）では、生態系サービスが低下しているか、持続できない形で利用されていることが示されました。ミレニアム生態系評価は、生態系や生物多様性の評価を通じて、現在の人間活動や社会システムのあり方に警鐘を鳴らし、順応的な生態系管理の重要性を説いています。

平成18年に生物多様性条約事務局が公表した「地

球規模生物多様性概況第2版（GBO2）」では、持続可能な森林や農地生態系等の面積、生態系の連続性と分断性など15の指標により地球規模の生物多様性の状況を評価しています。その結果、保護地域の指定範囲などを除く12の指標が悪化傾向となるなど、生物多様性の損失が依然進行していることが示されました。一方で、保護地域の指定や資源管理などのしかるべき対策をとれば、特定の生息・生育地あるいは種に関しては、この傾向を逆転できるとしています。さらに、今回用いた15の指標のうち、2010年までの生物多様性の損失速度の変化を判断することが可能な指標は、「特定の種類の生態系における生息・生育地の変化」、「特定の種の個体数と分布の推移」、「絶滅危惧種の現状」、「海洋食物連鎖指数」、「窒素蓄積」の5つであるとしています。

平成20年に開催されたCOP9では「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」の中間報告書が公表されました。これは、19年に開催されたG8環境大臣会合の成果であるポツダム・イニシアティブで、生物多様性の地球規模の経済的価値について検討することが指示されたことを受けて実施されたもので、気候変動による経済的損失や対策コストを分析したスターン・レビュー「気候変動の経済学」にならい、生物多様性の損失による経済影響を分析しています。TEEBは2段階で構成されるとされ、今回の中間報告はその第1段階に当たり、生態系や生物多様性の重要性のほか、何の対策も講じなかった場合の生物多様性に対する影響を提示しています。例えば、「早ければ2030年までにサンゴ礁の60%が漁業、汚染、気候変動による白化などにより消滅する」、「自然地域が、農地への転換や気候変動などにより2000年から2050年までの50年間に11%失われる」などといった深刻な結果を招くと報告されています。

以上のように、レッドリストのような取組に加え、近年、地球規模の生物多様性の状況を生態系サービスや経済的価値など、さまざまな視点から把握する取組も行われるようになり、その結果、世界の生物多様性の状況は急速に悪化しており、対策を講じなければその影響は将来にわたり続く可能性が高いという結論が出されています。

2 世界とつながる日本の生物多様性

生物に国境はありません。例えば、ツバメは、春に日本に飛来して産卵・子育てし、冬は東南アジアへ移動する渡り鳥です。サケ（シロザケ）は、日本の川で生まれた稚魚が海に下り、ベーリング海等を回遊しながら大きくなり、生まれた川へ戻って産卵する回遊魚です。このように、日本で繁殖する生物の中には生涯を日本だけで完結しない生物が存在します。これらの生物を保全するには、日本だけでなく他の国々とも連携する必要があります。

日本人は食料をはじめ、生物多様性の恵みの多くを輸入に頼っており、海外の生物多様性の恵みなくして今の生活を送ることはできません。日本の生物多様性は、自然界における生物の移動だけでなく、私たちの生活においても、世界とつながっているのです。

味噌、醤油、納豆などの原料として日本人の生活に欠かせない大豆は、国内消費量の約96%を輸入に頼っています。世界の生産量に占める日本の消費量はわずか2%程度ですが、大豆生産のために原産国で農地開発が行われれば、間接的ではあるものの、日本人は知らないうちに原産国の生物多様性の第1の危機に荷担してしまう可能性があります。

寿司や刺身などとして日本人が好んで食べているマグロ類は、国内消費量のおよそ62%を海外からの輸

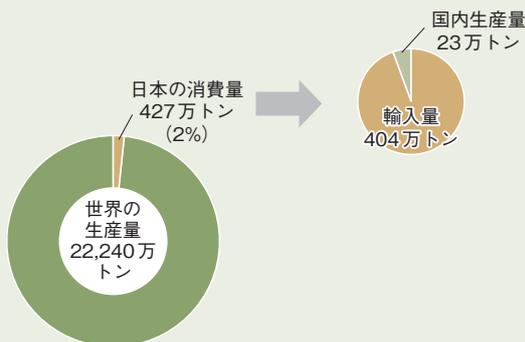
入に頼っており、これは世界の生産量の約4分の1を占めています。マグロ類の養殖産業は始まったばかりで、多くは野生の漁獲物を利用しています。持続可能な範囲で利用している限り問題はありませんが、日本を含むマグロ類消費国は、知らないうちに世界中のマグロ類に対し第1の危機を与えうる立場にあります（図5-2-1）。

その他にも、わが国はペット用も含め多くの生きた生物を輸入しています。平成19年度には、76ヶ国から、哺乳類で約35万個体、鳥類で約4万個体、両生・爬虫類で約45万個体、昆虫で約6,445万個体が海外から日本に輸入されました。両生・爬虫類の大半の約40万個体を占めるカメ類を見ると、米国や中国をはじめとする30ヶ国から輸入されていることがわかります。輸入される生物には、養殖されたもののほか、野外から捕獲されるものもあります。特定の地域で特定の種が過剰に捕獲されれば、個体数に影響を与え、原産国で生物多様性の第1の危機を引き起こす可能性があります（図5-2-2）。

以上のように、我々の日常生活そのものが世界の生物多様性につながっており、場合によっては、我々日本人は気付かないうちに海外の生物多様性に影響を与える可能性があるのです。

図5-2-1 生物資源の海外への依存状況（食糧）

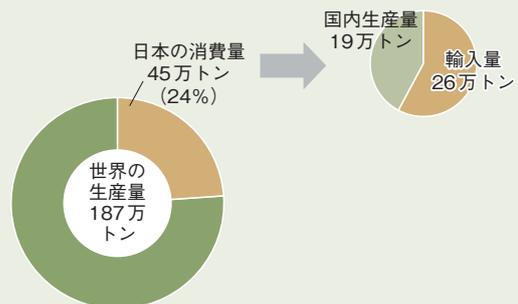
世界の大豆の生産量と日本の消費量



大豆の輸入相手国

順位	国名	割合
1	アメリカ合衆国	80%
2	ブラジル	9%
3	カナダ	7%
4	中華人民共和国	4%
5	その他	0%

世界のまぐろ類の生産量と日本の消費量



まぐろ類の輸入相手国

順位	国名	割合
1	台湾	32%
2	大韓民国	13%
3	中華人民共和国	10%
4	フィリピン	7%
5	その他	5%

注1 「日本の消費量」は、輸入量と国内生産量を加えたもの。「国内生産量」は、輸出量を差し引いた数字

注2 「まぐろ類」は、クロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガを集計

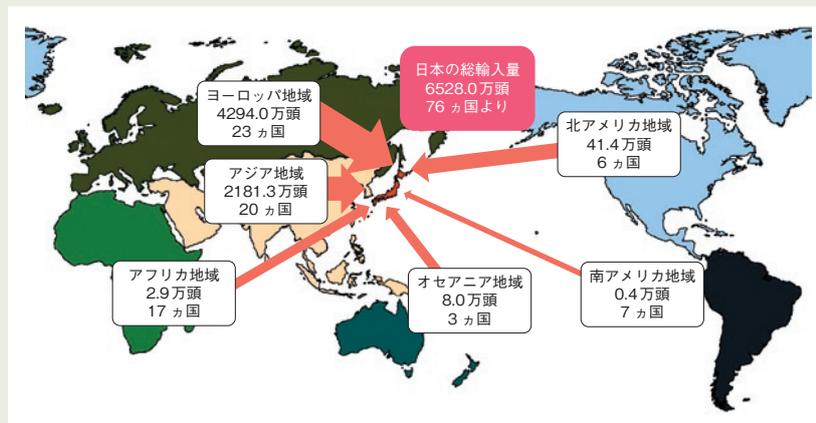
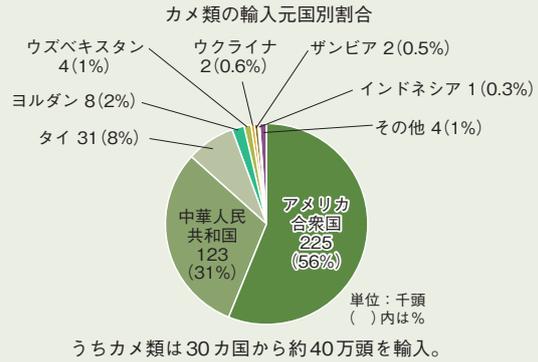
資料：国連食糧農業機関（FAO）、財務省、農林水産省統計（平成18年）より環境省作成

図5-2-2 生物資源の海外への依存状況（生きた生物）

海外から輸入される生きた動物

平成19年にわが国に輸入された生きた動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類。家畜・家禽は除く）は76カ国から6,500万頭余り。

分類群	輸入頭数 (千頭)	輸入元の国数
哺乳類	343	36
鳥類	35	47
爬虫類	443	27
両生類	5	7
昆虫類	64,454	27
合計	65,280	76



資料：財務省統計より環境省作成

3 日本の生物多様性の状況

日本は、四方を海に囲まれ、6,800余りといわれる多くの島々から構成されています。国土面積は約3,800万ヘクタールと比較的狭いにもかかわらず、海岸線の全長は約35,000kmといわれ、海岸から深山幽谷にいたるまで複雑で起伏に富んだ地形が見られます。全国的に降水量に恵まれ、多くの地域に四季が存在し、南北約3,000km、標高差約3,800mの中に、亜寒帯から亜熱帯にいたる気候帯が存在します。この多様な自然環境の中に約9万種以上の生物種が確認されています。その中には日本だけにしか確認されていない固有種も多く、陸上の哺乳類の約4割、両生類の約8割がそれに当たります。

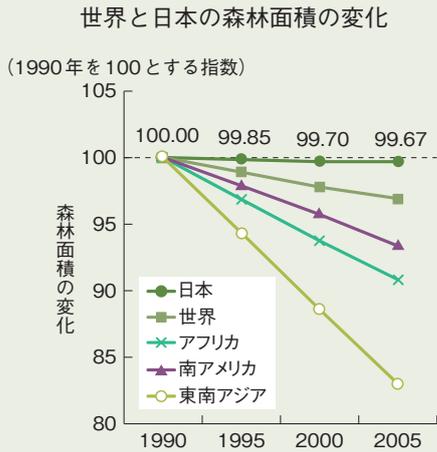
森林面積は世界的に減少していますが、日本の森林面積は、国土の約67%でほとんど変化がありません。日本は世界的に見ても森林率が高く、先進国ではフィンランドに次いでいます。また、国内の森林の蓄積量は年々増加していますが、これは人工林における樹木の生長量が多い一方、国内の森林資源の利用が少ないことなどが

一因とされています。スギ・ヒノキなどの人工林では、林業の採算性の低下などから間伐などの手入れが十分行われないことで、森林の持つ水源涵養、土砂流出防止などの機能や生物の生息・生育環境としての質の低下が懸念されています。また、薪炭林や農用林などの二次林の環境に適応して生息・生育していた動植物にとっては、管理放棄による環境の変化が大きな痛手となっています（図5-2-3）。

農地面積は世界的に増加していますが、日本国内の農地面積は減少し、国内の耕作放棄地の面積は年々増加しています。耕作放棄による農地やその周辺の変化による生息・生育環境の質の変化によって、第2の危機に直面している生物も存在すると考えられます（図5-2-4）。

以上のように、**里地里山**のように人為が加わることで維持されてきた環境においては、農林業などの人間活動の縮小が、必ずしも日本の生物多様性によい結果をもたらしているわけではありません。

図5-2-3 森林の状況



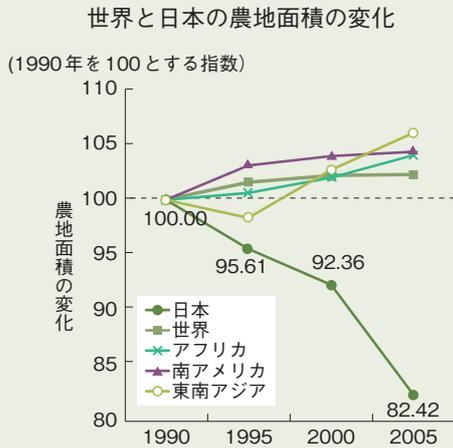
資料：国連食料農業機関（FAO）資料より環境省作成

国内の森林蓄積量と木材自給率の推移



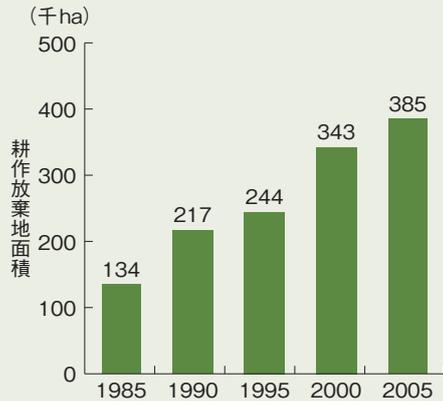
資料：林野庁資料より環境省作成

図5-2-4 農地の状況



資料：国連食料農業機関（FAO）資料より環境省作成

国内の耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省資料より環境省作成

第3節 生物多様性条約COP10に向けた取組

わが国への招致に向けて取り組んできた**生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）**及び同条約**カルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）**については、平成20年5月に開催されたCOP9（ドイツ・ボン）において、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催されることが決定しました。

これを受けて、平成20年9月にCOP10及びMOP5のわが国開催に関する関係省庁連絡会議を設置し、開催地の関係者との連携のもとに準備を開始しました。また、準備の過程から多様な主体が参画できるよう情報共有のための円卓会議を設置しました。

第4節 生物多様性を社会に浸透させる取組

1 地方公共団体、企業や市民の参画

生物多様性の保全と持続可能な利用は、国民の暮らしと密接にかかわることから、国、地方公共団体、企

業、NGO、国民等のさまざまな主体が自主的かつ連携して取り組むことが重要です。

広く国民への生物多様性に関する普及・広報を推進するため、生物多様性のホームページ (<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>) を開設したほか、有識者等からなる「生物多様性広報・参画推進委員会」を設置しました。委員会での検討をもとに、生物多様性をより端的にわかりやすい言葉で表現したコミュニケーションワードを「地球のいのち、つないでいこう」に決定し、著名人による広報組織「地球いきもの応援団」を発足させるとともに、国民一人ひとりが生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」を公表しました。

また、都道府県及び市町村が、**生物多様性基本法**に基づき、その区域内の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定める際の指針や、企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際に参考となる指針について検討を行いました。

さらに、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援するため、「生物多様性保全推進支援事業」を開始し、野生生物の保護管理や**外来種対策**など、全国の19の取組を交付対象として採択しました。

2 自然とのふれあいの推進

(1) 自然解説活動及び健全なふれあい利用の推進

「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種活動を実施しました。また、「平成20年度自然公園ふれあい全国大会」を平成20年8月に単独指定された尾瀬国立公園（福島県、群馬県、栃木県、新潟県）において開催しました。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図りました。また、地方環境事務所等においてパークボランティア（約1,800名）の養成や活動に対する支援を全国25国立公園等40地区で実施しました。さらに、自然解説活動における指導者育成のため、ビジターセンター等の職員の研修を実施しました。

また、関係省庁が連携し実施する、農山漁村での小学生の長期宿泊体験等において、その体制づくりの一環として自然体験プログラムの開発や子どもたちに自然保護官の業務を体験してもらう「子どもパークレンジャー」などにより、自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供することで、自然と人との共生について子どもたちをはじめ関係者の理解を深める事業を展開しました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林とのふれあいを楽しみながら理解を深める「森林ふれあい推進事業」等を実施しました。また、学校等による体験・学習活動の場である「遊々の森」や、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」の設定・活用を推進しました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

(2) 利用のための施設整備の推進

国立・国定公園等において、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応した安全で快適な公園利用施設の整備を、木材等の自然素材を活用し、周辺の自然環境の保全や、バリアフリー化に配慮しつつ推進しました。

ア 国立公園の整備

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を環境省の直轄事業としており、国立公園の主要な入口における情報提供施設、山岳地域の適正な利用を推進するための登山道、すぐれた自然景観にふれあう景観歩道、国民保養温泉地における自然にふれあうための施設について、重点的に整備しました。

イ 国定公園等の整備

38都道府県が策定した自然環境整備計画に位置付けられている国定公園の整備、国指定鳥獣保護区における自然再生及び長距離自然歩道の整備に対して、自然環境整備交付金により、支援しました。

ウ 長距離自然歩道の整備

自然公園や文化財を有機的に結ぶ長距離自然歩道について、四季を通じて安全で快適に利用できるような整備を進めました。長距離自然歩道の計画総延長は約26,000kmに及んでおり、平成19年には、約6,000万人が長距離自然歩道を利用しました。

エ 森林の多様な利用の推進

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図る共生保安林整備事業を実施すると

ともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備を行う森林空間総合整備事業等に対し助成しました。

また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備、学校林の整備・活用を行うモデル学校林の設定等を推進しました。

さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図りました。

国有林野については、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行いました。

オ 海岸等のふれあい施設の整備

生物の生息・繁殖場所となる砂浜、干潟などの保全や創出を行う「エコ・コースト事業」を19か所で実施しました。また、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を支援するため、「海岸環境整備事業」を拡充しました。

カ 港湾等のふれあい施設の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行いました。

キ 河川等のふれあい施設の整備

河川の高水敷やダム周辺等を公園、緑地、運動場等に利用するため、「水系環境整備事業」等により整備を実施しました。水辺プラザや水辺の楽校等の整備により、水辺での活動を促進し、親水レクリエーションの促進を図りました。

(3) エコツーリズムの推進

「エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）」が平成20年4月に施行され、政府の基本方針「エコツーリズム推進基本方針」が同年6月に閣議決定されました。基本方針では、各地で組織されるエコツーリズム推進協議会や全体構想の作成、認定に関する基本的事項等を定めています。

エコツーリズム推進法の成立・施行を踏まえ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、①普及啓発事業、②ノウハウの確立、③人材育成、④地域の取組支援等を総合的に実施しました。

①では、JATA世界旅行博2008でのフォーラム開

催を、②では、「第4回エコツーリズム大賞」（大賞1団体、優秀賞3団体、特別賞6団体）の環境大臣表彰や全国セミナーの開催を、③では、自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成を、④では、世界自然遺産地域や国立公園等でのエコツーリズムの推進や仕組みづくり、エコツーリズム推進法に基づき協議会を設置するトップランナー地域への支援等を実施し、エコツーリズムの考え方に基づいた自然や歴史・文化資源の保全と活用の全国的な普及・定着に向けた展開を図りました。また、全国10か所でエコツーリズム推進法の説明会を開催しました。

(4) 都市と農山漁村の交流

全国の小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動の実施を目指す「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、全国で53地域の受入モデル地域を指定しました。

都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、グリーン・ツーリズムの普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図りました。

(5) 温泉の保護及び安全・適正利用

ア 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、平成19年度においては、温泉掘削417件、増掘33件、動力装置376件、浴用又は飲用3,311件の許可が行われました。

温泉法等の温泉に関する制度については、平成20年5月に改正温泉法施行令等関係政省令が公布され、同年10月1日から、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止することを目的として19年11月に公布された改正温泉法が施行されました。

また、温泉資源の保護のため、平成21年3月、新規事業者による掘削や動力装置の許可等の基準の内容や、都道府県における温泉資源保護のための望ましい仕組みを示したガイドラインを策定し、都道府県に周知しました。

イ 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき指定された地域であり、平成21年3月末現在、91か所が指定されています。



第5節 地域における人と自然の関係を再構築する取組

1 里地里山の保全

里地里山は、二次林や水田等の農耕地、ため池、草地等を構成要素としており、人為による適度なかく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。希少種が集中して分布している地域の5割以上が里地里山に含まれます。

里地里山の保全再生に向けた多様な主体の取組をさらに全国へと展開していくために、生物多様性などのさまざまな観点から全国の優良事例となりうる里地里山の取組を調査・分析し、里地里山の新たな活用の方策や都市住民など多様な主体が共有の資源として管理し、持続的に利用する枠組みの構築について検討しました。また、平成19年度から継続して、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、活動場所や専門家の紹介等を実施しました。特別緑地保全

地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等とが管理協定を締結し、持続的に管理を行うとともに市民に公開するなどの取組を推進しました。

また、棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する重要文化的景観保護推進事業を実施しました。

さらに、地域の創意と工夫をより生かした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進しました。また、上下流連携いきいき流域プロジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施しました。

2 鳥獣の保護管理の推進

(1) 鳥獣保護事業及び鳥獣に関する調査研究等の推進

長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促し、鳥獣保護行政の全般的ガイドラインとしてより詳細かつ具体的な内容を記した、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。

また、渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーションにおける鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査、シギ・チドリ類の定点調査等を実施しました。

また、野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間行事の一環として東京都内において第62回「全国野鳥保護のつどい」を開催したほか、野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催しました。

(2) 適正な狩猟と鳥獣管理の推進

適切な狩猟が鳥獣の個体数管理に果たす効果等にかんがみ、都道府県及び関係狩猟者団体に対し、事故及び違法行為の防止を徹底し、適正な狩猟を推進するた

めの助言を行いました。また、狩猟者人口は、約53万人（昭和45年度）から約19万人（平成17年度）まで減少し、高齢化も進んでいるため、被害防止のための捕獲に当たる従事者の確保が困難な地域も見られるなど鳥獣保護管理の担い手の育成及び確保が求められていることから、狩猟者等現場における鳥獣保護管理の担い手の育成のための研修事業を実施するとともに、鳥獣保護管理に係る人材登録制度を開始しました。

さらに、都道府県の特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理実施状況を調査・分析したほか、特定鳥獣保護管理計画の目的推進のため、モニタリング手法等に関する調査を実施しました。

特定鳥獣保護管理計画技術研修会を開催し、都道府県による計画作成を促し、科学的、計画的な鳥獣保護管理を推進しました。関東地域におけるカワウの保護管理については、協議会が作成した指針に基づき、一斉追い払い等の事業を実施するとともに、中部・近畿地域においても協議会を開催し関係者間の情報の共有を行いました。

(3) 鳥獣による農林漁業等への被害対策

野生獣類の効果的な追い上げ技術の開発等の試験研究、防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防

止システムの整備、被害防止マニュアルの作成等の対策を推進するとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。

また、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）が成立し、平成20年2月から施行されました。この法律に基づき、市町村における被害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進しました。

また、近年、トドによる漁業被害が増大しており、トドの資源に悪影響を及ぼすことなく、被害を防ぐための対策として、被害を受ける定置網の強度強化を促進しました。

(4) 国指定鳥獣保護区における渡り鳥等の保護対策

渡り鳥の保護対策として、出水平野に集中的に飛来するナベヅル、マナヅルの生息環境の保全、整備を実施するとともに、越冬地の分散を図るための地域活動

の推進、普及啓発等の事業を実施しました。

また、わが国有数の渡り鳥の渡来地の一つである谷津干潟において、生息環境の調査等の事業を実施しました。

鳥獣の生息環境が悪化した鳥獣保護区の生息地の保護及び整備を図るため、浜頓別クッチャロ湖（北海道）、宮島沼（北海道）、片野鴨池（石川県）、漫湖（沖縄県）において保全事業を実施しました。

(5) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策

平成20年春の十和田湖等における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」を整備するとともに、全国における高病原性鳥インフルエンザウイルスに係るサーベイランス体制を構築しました。また、マニュアルに基づき、ウイルス保有状況調査を全国で実施し、結果を公表したほか、平成17年度から実施の人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査を継続するとともに、国指定鳥獣保護区への渡り鳥の飛来状況の情報提供をホームページ等を通じて行いました。

3 希少野生動植物種の保存

(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく取組

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種に9種の追加、1種の削除を行い、国内希少野生動植物は、哺乳類4種、鳥類38種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類10種、植物23種の81種となりました。同法に基づき指定している全国で9か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。新たに9種の国内希少野生動植物種について保護増殖事業計画を策定し、計47種に対し、個体の繁殖や生息地の整備等の保護増殖事業を行っています。平成20年9月には、佐渡島においてトキ10羽の試験放鳥を実施しました。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）及び二国間の渡り鳥等保護条約等により、国際

的に協力して保存を図るべき677種類を、国際希少野生動植物種として指定しています。

絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、平成21年3月末現在8か所設置しています。主な事業、調査等は表5-5-1のとおりです。

(2) 猛禽類保護への対応

絶滅のおそれがある猛禽類のうち、イヌワシ、クマタカについて、繁殖状況のモニタリング、行動圏内における利用環境の分析等を実施しました。

(3) 海棲動物の保護と管理

沖縄本島周辺海域に生息するジュゴンについては、地域住民への普及啓発を進めるとともに、全般的な保護方策を検討するため、地元関係者等との情報交換等を実施しました。



表5-5-1 主な保護増殖事業等の概要

平成21年3月現在

対象種名	事業の概要
ツシヤママネコ	・交通事故ハザードマップの作成等、交通事故対策の実施 ・福岡市動物園等、全国の動物園において、分散飼育を実施
イリオモテヤマネコ	・生息個体数を把握する総合調査を10年ごとに実施（平成20年に第4次総合調査の結果を公表） ・自動撮影調査による生息状況モニタリングの実施
アマミノクロウサギ	・自動撮影調査による生息状況モニタリング ・交通事故防止対策の実施
アホウドリ	・伊豆諸島鳥島での繁殖状況調査や育雛期の成鳥の行動追跡調査を実施 ・釧路での新繁殖地形成事業として、鳥島で捕獲したヒナを釧路までヘリコプターで移送し、巣立ちまで人工飼育を実施
トキ	・佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖を実施。現在、110羽を飼育 ・平成20年9月に新潟県佐渡市において試験的な放鳥を実施。放鳥個体の追跡等を実施
タンチョウ	・個体数把握のための一斉カウント調査 ・餌不足解消のため、越冬期の給餌を実施
シマフクロウ	・生息状況調査や個体への標識装着を実施 ・人工巣箱の設置や人工給餌を実施
北海道の海鳥類 (ウミガラス・エトビリカ)	・繁殖状況調査、繁殖地周辺への飛来へのモニタリング ・繁殖個体誘致のためのデコイや音声装置の設置
ヤンバルクイナ	・交通事故防止対策の実施 ・動物園等との連携協力による生息域外保全の実施
コウノトリ	・兵庫県豊岡市において、野生復帰に向けた取組として、平成17年9月に試験放鳥を実施。現在、飼育個体数100羽、28羽が野外に放たれている ・引き続き野外での生息拠点の整備、追跡調査等を実施
ミヤコタナゴ	・生息状況調査や生息水路の環境整備 ・水産試験場等における系統保存
アユモドキ	・テレメトリによる行動追跡や繁殖状況調査の実施 ・密漁防止パトロールの実施
ヤンバルテナゴコガネ	・密猟防止パトロールの実施 ・人工繁殖の実施
チョウセンキバナアツモリソウ	・生育状況モニタリング ・種子保存特性の把握、発芽試験、共生菌に関する研究
ムニンツツジ等 小笠原の希少植物	・生育状況及び生育環境調査の実施 ・植物園等での苗の育成増殖等の生息域外保全の実施

資料：環境省、文化庁

4 外来種等への対応

(1) 外来種対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、96種類の特定外来生物（平成21年3月現在）の輸入、飼養等を規制しています。また、奄美大島や沖縄本島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するマングースの防除事業、小笠原諸島内の国有林でのアカギ等の外来種の駆除のほか、アライグマ、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、オオクチバス等についての防除モデル事業等、具体的な対策を進めています。

また、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました。

(2) 遺伝子組換え生物への対応

カルタヘナ議定書を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づき、平成21年3月末現在、137件の遺伝子組換え生物の環境中での使用について承認されています。また、日本版バイオセーフティクリアリングハウス（<http://www.bch.biodic.go.jp/>）を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、主要な輸入港周辺等において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査などを行いました。

5 飼養動物の愛護・管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の適切かつ着実な運用を図るため、平成18年10月に策定された動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき各種施策を総合的に推進しました。また、これら各種施策の進捗状況についての点検を行いました。

広く国民が動物の虐待の防止や適正な取扱などに関して正しい知識と理解を持つため、動物愛護週間（9月20日～26日）に、関係行政機関、団体との協力の下、「動物愛護管理功労者表彰」、「動物愛護ふれあいフェスティバル」等の催しを実施しました。また、動物愛護週間に関するポスターのデザインコンクールを実施しました。

基本指針等を踏まえ、飼養放棄等によって都道府県等に引取りや収容された動物の譲渡及び返還を促進するため、適正譲渡講習会の実施やDVD教材の作成等を実施したほか、**再飼養支援データベース・ネットワークシステム**の一層の充実を図りました。

マイクロチップ等による個別識別措置の推進については、個別識別データに関するデータベースの運用を行うとともに、個体識別措置についてのポスターやパンフレットの作成・配布を行いました。

また、平成19年3月以降、アメリカで有害な原料を含むペットフードに起因する犬や猫の死亡事故が発生したこと等を受け、第169回通常国会に「**愛が動物用飼料の安全性の確保に関する法律**」案を提出し、平成20年6月に成立しました。

6 遺伝資源など持続可能な利用

(1) 遺伝資源の利用と保存

熱帯林の乱伐や農業の近代化に伴う開発などによる生物遺伝資源消失の危険性が一層増大しており、遺伝資源の収集などが難しくなっています。そのような中で、生物の多様性を保全する意味からも貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。

農林水産分野においては、農業生物資源は「農業生物資源ジーンバンク事業」として独立行政法人農業生物資源研究所のセンターバンクと5つの独立行政法人などのサブバンクが、林木などの森林・林業に関する生物については独立行政法人森林総合研究所が、また、水産生物については独立行政法人水産総合研究センターが組織的に取り組み、動植物、微生物、DNA、林木、水産生物の各部門の国内外の遺伝資源の収集、分類、保存などを行っています。この結果、食料・農業関係の植物遺伝資源24万点をはじめとして、世界有数の保存点数を誇るジーンバンクとして機能しており、研究開発資料として利用者に配布及びその情報の提供が図られています。平成20年度においては、国内・国外で探索を行い、新たに植物遺伝資源約6,000点等を追加しました。その他、インド及びラオスから研究者を受け入れ、遺伝資源の保護と利用のための研修を行いました。

また、「林木育種戦略」に基づき、絶滅の危機に瀕している種等の希少・貴重な林木遺伝資源の保全を図るとともに、林木の新品種の開発に不可欠な育種素材として利用価値の高い林木遺伝資源等を確保するた

め、その収集・保存を進めました。さらに、林木遺伝資源の有効利用を図るため、特性評価、情報管理及び配布を行いました。

(2) 微生物資源の利用

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図りました。

(3) バイオマス資源の利用

地球温暖化の防止、**循環型社会**の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化の観点から、**バイオマス**を総合的かつ効率的に最大限利活用することが重要です。このため、「**バイオマス・ニッポン総合戦略**（平成18年3月閣議決定）」に基づき、関係7府省連携のもと、持続的に発展可能な社会の早期実現に向け取り組みました。このうち、バイオ燃料の利用促進については、平成19年2月に総理報告した「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」に基づき、農林漁業バイオ燃料法の着実な運用やバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置等の施策を実施しました。また、食料の安定供給と両立できる稲わらや間伐材等の非食用資源から効率的にバイオ燃料を生産する「**日本型バイオ燃料生産拡大対策**」を推進しました。地域のバイオマスを効率的に利活用する**バイオマスタウン**については、22年に



300地区程度の構想策定を目標に施策を推進し、21年1月末現在で163地区が公表しています。

第6節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

1 生態系ネットワークの形成

平成19年度策定の「第三次生物多様性国家戦略」及び平成20年度策定の「国土形成計画（全国計画）」において、生態系のネットワーク形成を通じた自然の保全・再生を図ることの重要性が位置づけられており、平成20年度には広域レベルなどにおいて具体的

な構想の検討を行いました。また、国有林においては、平成12年より「緑の回廊」の設定を進めており、平成20年4月現在、24か所約509千ヘクタールが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査を実施しています。

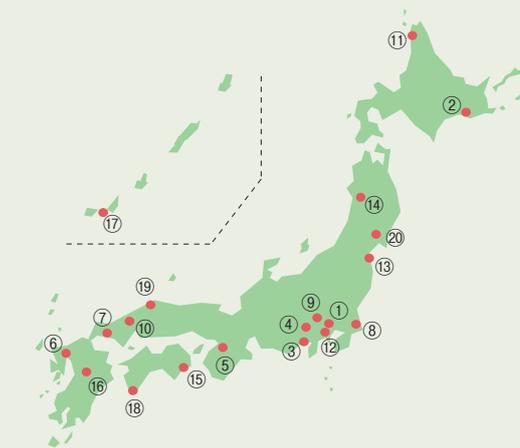
2 自然再生の推進

平成21年3月末現在、自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会が全国で20か所設立されています（図5-6-1）。この中で、同月までに19か所で自然再生全体構想が作成され、うち11か所で自然再生事業実施計画が作成されました。また、自然再生推進法施行後5年を経過したことから、各地域における事業実施状況や課題などを検証し、第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性基本法を踏まえ、平成20年10月に自然再生基本方針の一部変更を

閣議決定しました。

平成14年度から本格実施した自然再生事業については、20年度において直轄事業を7地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業を12地区、計19地区で実施しました。このうち14地区は整備事業段階にあり、5地区で整備事業に向けた調査計画を実施するとともに、自然再生を通じた自然環境学習の取組を行いました。

図5-6-1 自然再生協議会（設置箇所）の全国位置図



資料：環境省

平成20年4月現在

協議会名	設立日
① 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
② 釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③ 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
④ 多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤ 神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥ 檜原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦ 榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨ くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩ 八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪ 上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫ 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬ 蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭ 森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮ 竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯ 阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
⑰ 石西礮湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱ 竜串自然再生協議会	H18.9.9
⑲ 中海自然再生協議会	H19.6.30
⑳ 伊豆沼・内沼自然再生協議会	H20.9.7

3 重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づき、原生自然環境保全地域として5地域5,631ヘクタール、自然環境保全地域として10地域21,593ヘクタールを指定しています。都道府県が条例に基づき指定する都道府県自然環境保全地域は536地域76,398ヘクタールとなりました。

また、**自然公園法**の見直しと併せて、自然環境保全地域制度において今後必要な措置について検討を重ねました。これを受け、自然環境保全法の一部を改正する法律案を第171回通常国会に提出しました。

(2) 自然公園

ア 自然公園法等の見直し

わが国の生物多様性の保全及び持続可能な利用施策の基本となるべき、第三次生物多様性国家戦略の策定、さらには、生物多様性基本法の制定及び施行があり、これまで国土の生物多様性保全の屋台骨としての役割を果たしてきた国立・国定公園に対しても、生物多様性保全施策の推進の観点から、さらなる施策の充実が求められています。また、海洋基本法（平成19年7月法律第33号）の制定や、同法に基づく海洋基本計画の策定により、海域の生物多様性保全の取り組みが求められているところです。

このような状況を踏まえ、平成20年10月、中央環境審議会に対し「自然公園法の施行状況等を踏まえた必要な措置について」諮問を行い、検討を重ねた結果、国立・国定公園における生物多様性保全の充実等の方策がとりまとめられ、平成21年2月に環境大臣に対して答申がなされました。

これを受けて、自然公園法の一部を改正する法律案を第171回通常国会に提出しました。

イ 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園は、国土の14.3%を占めています。

国立・国定公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び**公園計画**の見直しを行っており、平成20年度は鳥海国定公園における全般的な見直し及び琵琶湖国定公園における**公園計画**の一部変更を行いました（図5-6-2）。

ウ 自然公園の管理の充実

吉野熊野国立公園の西大台地区を、全国で初めてとなる利用調整地区に指定し、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を行っています。

また、平成21年3月末現在、自然公園法に基づく**公園管理団体**は、国立公園で4団体と国定公園で2団体が指定されています。知床では、2つの団体が、森林の再生、登山道等の補修、調査研究、清掃など、浅間山麓では昨年新たに指定された団体により、自然環境の調査研究、自然情報の提供、適正なマナーの普及啓発、利用の助言などが行われています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、国立公園内の海岸漂着ゴミ等の清掃、**外来種**の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除等の作業を国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業により行いました。さらに、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場管理の充実に努めました。

エ 自然公園における環境保全対策

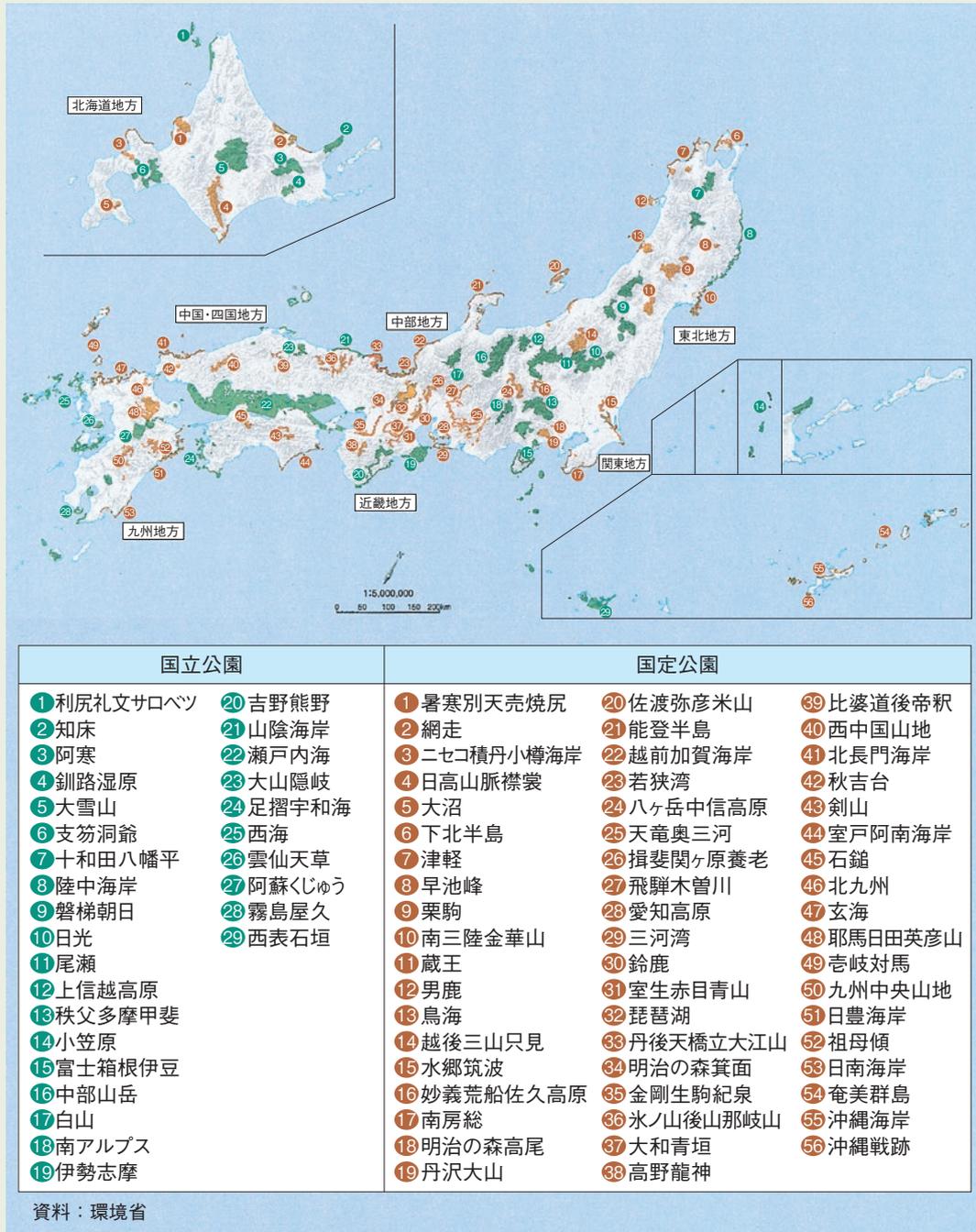
国立公園等の利用施設に、太陽光発電などの自然エネルギーを利用した設備を導入するとともに、国立・国定公園内の植生、動物、自然景観の保護、復元等を目的とした植生復元施設、自然再生施設等の整備を推進しました。

自然公園の利用者がもたらすごみは、美観や悪臭の問題だけでなく生態系にも悪影響を及ぼすことがあるため、8月第1日曜日の「自然公園クリーンデー」に全国の自然公園で一斉に美化清掃活動を行うなど、関係地方公共団体等と協力し清掃活動を行いました。

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等が生じているため、国立公園内における自動車利用適正化要綱に基づき、中部山岳国立公園の上高地等で自家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。自動車利用適正化対策は、平成19年3月末現在17国立公園の26地区で実施されています。

国立公園等の山岳地域における環境浄化及び安全対策を図るため、山小屋事業者等がし尿・廃水処理施設等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、平成20年度は主に北アルプス等の山小屋のし尿処理施設の整備を実施しました。

図5-6-2 国立公園及び国定公園配置図



国立公園のうち自然保護上特に重要な地域では、厳正な保護を図るため民有地の買上げを行いました。

(3) 鳥獣保護区、生息地等保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要がある区域を国指定鳥獣保護区に指定しており、平成21年3月末現在、全国で指定されている国指定鳥獣保護区は69か所、548,012ヘクタール、同特別保護地区は56か所、145,619ヘクタールとなっています。

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生

息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成21年3月末現在、全国で指定されている生息地等保護区は9か所、885.48ヘクタール、管理地区は9か所、385.37ヘクタールとなっています。

(4) 名勝（自然的なもの）、天然記念物

文化財保護法に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物等で学術上価値の高いものを天然記念物に指定しており、平成21年3月1日現在、名勝（自然的なもの）は148件（うち特別名勝12件）、天然記念物は980件（うち特別天然記念物75件）を

指定しています（表5-6-1）。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など22件について再生事業を実施しました。

(5) 保護林、保安林

国有林においては、原始的な自然環境の維持、貴重な野生動植物の生息・生育地の保護、その他の自然環境の保全に配慮した管理を行う必要がある国有林の区域を保護林に設定し、保護林モニタリング調査等の適切な保護管理を行いました。平成20年4月現在で841か所、約78万ヘクタールの保護林が設定されています。

(6) 景観の保全

景観の保全に関しては、**自然公園法**によってすぐれた自然の風景地を保護しているほか、**景観法**（平成16年法律第110号）に基づき、平成21年1月現在、

青森県、秦野市（神奈川県）など、146景観行政団体で景観計画が定められています。また、文化財保護法により、21年3月1日までに、人と自然との関わりの中でつくり出されてきた重要文化的景観を15地域選定しています。

また、良好な河川、海岸、砂防等の景観の形成・保全の促進を図るため、「河川景観ガイドライン」、「海岸景観形成ガイドライン」及び「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」等に基づき景観に配慮した取り組みを推進しました。

(7) ナショナル・トラスト活動

国民自らが寄付を募り、自然環境や文化遺産などを取得、保全・活用する**ナショナル・トラスト活動**をさらに促進するため、ナショナル・トラスト活動を行う特定公益増進法人に対する寄付に関して税制優遇措置を講じています。また、ナショナル・トラスト活動による企業遊休地等の活用に向けた調査の実施等、普及啓発のための施策を講じました。

表5-6-1 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	H20.3	5地域 (5,631ha)
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域 (21,593ha)
国立公園	箇所数、面積	H21.3	29公園 (2,087千ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		58.8% (1,226千ha)
	特別保護地区の割合、面積		13.2% (276千ha)
	海中公園地区の地区数、面積		38地区 (2,359ha)
国定公園	箇所数、指定面積	H21.3	56公園 (1,362千ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		88.2% (1,201千ha)
	特別保護地区の割合、面積		4.9% (66千ha)
	海中公園地区の地区数、面積		31地区 (1,385ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	H21.3	69か所 (548千ha)
	特別保護地区の箇所数、面積		56か所 (146千ha)
保安林	面積（実面積）	H20.3	11,876千ha
保護林	箇所数、面積	H20.4	841箇所 (78万ha)
文化財	名勝（自然的なもの）の指定数（特別名勝）	H21.2	148(12)
	天然記念物の指定数（特別天然記念物）		980(75)
	重要文化的景観		15件

資料：環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省

4 農林水産業

農林水産業は自然の循環機能を利用するとともに、多くの生きものに対して貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献しており、持続可能な農林水産業の維持・発展のためにはその基盤である生物多様性の保全は不可欠です。

このため、「農林水産省生物多様性戦略」(平成19年7月)に基づき、①田園地域・里地里山の保全(環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤

整備の推進等)、②森林の保全(適切な間伐等)、③里海・海洋の保全(藻場・干潟の造成、維持・管理等)など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しました。

また、これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発を進めました。

5 森林・農地

(1) 森林

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、多様な森林づくりを推進しました。また、森林の保全を図るため、特に公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定し、伐採・転用等の規制を行うとともに、豪雨や地震等による山地災害の防止を図るため、周辺の生態系に配慮しつつ荒廃地等の復旧整備や機能の低い森林の整備等を行う治山事業を計画的に実施したほか、松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策や森林保全推進員による森林パトロールの実施、啓発活動等を推進しました。

さらに、森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、企業、森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動、全国植樹祭等国土緑化行事及び「みどりの日」・「みどりの月間」を中心に行う緑化運動、巨樹・巨木林や里山林等身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発及び普及啓発活動を支援するとともに、森林でのさまざまな体験活動を通じて、森林の持つ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や里山林の保全・利用活用など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。

森林の状態とその変化の動向を継続的に把握するための森林資源モニタリング調査を実施するとともに、これまでのデータを活用して動態変化を解析する手法の検討を行いました。

森林の生物多様性の保全については、客観的に生物多様性の状態を表す指標の開発を進めるとともに、農林水産省生物多様性戦略を踏まえた具体的な推進方策をとりまとめるため、平成20年12月に「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置しました。

国有林野については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の方針の下で、林木だけでなく動物相、

表土の保全等森林生態系全般に着目した多様な森林整備を行いました。

(2) 農地

生活環境の整備等を生態系の保全に配慮しながら総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。農村地域の生物や生息環境の情報の調査・地理情報化を行い、生物の生息・生育地と水路等の農業用施設との生態系ネットワーク化を図る技術の開発を進めました。また、地域住民や農家等が認識している種を「保全指標種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた基盤整備事業を推進しました。さらに、水田周辺地域(農業用水路等)の生態系の現状把握を行うため「田んぼの生きもの調査」を実施しました。また、農業生産活動と調和した自然環境の保全・再生活動の普及・啓発のため、「田園自然再生活動コンクール」を実施するとともに、活動上の新たな課題に対する技術的支援を実施しました。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進したほか、農村の景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動(グラウンドワーク)の推進を図るための事業を行いました。

田園自然再生関連対策として、地域住民や民間団体等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設の整備等を進めるとともに、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施しました。また、農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を推進しまし

た。

農業の多面的機能の基礎である農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、効果の高い地域ぐるみの共同活動と環境保全に向けた先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する施策を実施しました。

また、資源の循環的な利用、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減及びそれを通じた生物多様性の維持等の自然環境の保全を図る観点から、引き続き、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の育成等を推進

するとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づき、平成19年に有機農業の推進に関する基本的な方針を策定し、全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンの育成などを実施しました。

また、家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物の利活用に必要なたい肥化処理施設等の整備に関する事業を推進するとともに、金融・税制上の措置を講じたほか、食品残さ等未利用資源の飼料化施設等の整備に取り組みました。都市部の農地においては、都市住民への農産物の供給や都市住民の交流の場としての活用を図るため、簡易な基盤整備や市民農園の整備等を推進しました。

6 都市緑地等

(1) 都市公園の整備等

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、「都市公園整備事業」の推進を図りました。また、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を総合的に支援する「緑地環境整備総合支援事業」の推進を図りました。市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして樹林帯を形成することにより、土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を創出するとともに、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間の創出に寄与しました。

(2) 緑地保全及び都市緑化等の推進

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地の指定や緑地協定の締結を推進しまし

た。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区指定の推進を図りました。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

(4) 道路緑化

CO₂の吸収により地球温暖化を防止するなど環境負荷を低減するとともに、良好な景観を形成するため、全国的に植樹や道路のり面緑化等の道路緑化を実施しました。

(5) 緑化推進運動への取組

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。

また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、その普及啓発に係る活動を実施しました。



7 河川・湿原等

(1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース (<http://www3.river.go.jp/IDC/index.html>) として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

地域住民やNPO、関係機関等と連携を図りながら、河川や乾燥化傾向にある湿地や干潟などの再生を進めることにより、生物の良好な生息・生育環境を復元しています。また、平成18年10月に策定した「多自然川づくり基本方針」及び20年3月に策定した「中小河川に関する河道計画の技術基準」に基づき、より一層、河川環境の保全と創出に向けた取組を推進しました。さらに、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、災害復旧事業においても、河川環境の保全・復元の目的を徹底しました。

また、水系を全体的に捉え、河川とダムの連携を図りつつ、河川環境の保全を目的とする「水系環境整備事業」を実施し、ダム貯水池においても湖岸の整備や緑化対策等によってダム湖の活用や親水性の向上を図りました。

土砂災害の防止の実施に当たり、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流・里山の環境等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などにより、**里地里山**などの多様な自然共生型の砂防事業を推進しました。また、土砂災害の防止とあわせて、すぐれた自然環境や社会的環境を持つ地域等の溪流において、「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」を活用し、自然環境との調和を図り、良好な溪流環境の再生や歴史的価値を有する砂防設備を活用した周辺環境整備など、個々の溪流の特色を生かした砂防事業を展

開しました。

がけ崩れ対策においては、貴重な緑の空間である斜面環境・景観を保全しつつ安全度を向上するため、既存樹木を活用した緑の斜面工法による斜面整備及び崩壊土砂を捕捉する緩衝樹林帯整備を推進しました。

(2) 湿地の保全・再生

湿原等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿原などは全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復の手当てを講じる必要があります。

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約」(以下「ラムサール条約」という。)に基づき、平成20年10月国際的に重要な湿地として、これまでの33か所に加え4か所が新たに登録されました。

過去の開発等により失われた河川などの良好な自然環境の保全・再生を図るため、20年は、釧路川等36水系において湿地等の整備に取り組みました。

(3) 山地から海岸までの総合的な土砂管理の取組の推進

近年、土砂の流れの変化による河川環境の悪化や、陸域から海域への土砂供給の減少、沿岸での漂砂移動の変化等による海岸侵食等の土砂管理上の問題が顕在化しています。このため、土砂の流れに関係する問題の解決や、自然環境、景観の保全を図るため、総合的な土砂管理の取組を関係機関との連携を図りつつ実施しています。具体的には、透過型砂防えん堤の設置、ダムでの土砂バイパス、砂利採取規制、海岸でのサンドリサイクル等を実施するとともに、土砂管理技術の検討・開発を推進しています。

8 沿岸・海洋域

(1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本法(平成19年法律第33号)に基づく海洋基本計画の策定(平成20年3月)を受けて、わが国における海洋保護区の設定のあり方の明確化等の施策を推進するため、海洋の生物多様性に係る情報の収集等に着手しました。

ウミガメの産卵地となる海浜については、**自然公園**

法に基づく乗入れ規制地区に指定されている地区においてオフロード車等の進入を禁止するなどにより保護を図りました。

また、「生態系多様性調査(浅海域生態系調査)」において、全国約120か所の藻場の生物相を把握する調査の結果をとりまとめたほか、**重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)**では、磯、干潟、アマモ場及び藻場の、計20サイトに

ついて新たにモニタリングを開始しました。

加えて、有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査や海域環境情報システムの運用等を行いました。

2008年（平成20年）の国際サンゴ礁年を記念して、平成20年6月には東京で「サンゴ礁フェスティバル」を開催したほか、サンゴ礁保全の総合的な取組を推進するためのサンゴ礁保全行動計画の策定に着手しました。

(2) 水産資源の保護管理の推進

水産資源の保護・管理については、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、①保護水面の管理等、②「資源回復計画」の作成・実施、③外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、④ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等調査、⑤ウミガメ（ヒメウミガメ、オサガメ）、鯨類（シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、コククジラ）及びジュゴンの原則採捕禁止等、⑥減少の著しい水生生物に関するデータブックの掲載種に係る現地調査及び保護手法の検討、⑦サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進、⑧混獲防止技術の開発等を実施しました。

(3) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港湾では、開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪としてとらえた「港湾行政のグリーン化」を図るため、水質・底質を改善する汚泥しゅんせつや覆

砂、干潟の創出及び緑地の整備などを推進しました。また、にぎわいの場となる「美しいみなど」を実現するため、横浜港等63港で緑地等を整備、堺泉北港等11港で干潟等の整備を行ったほか、東京港中央防波堤内側、大阪湾堺臨海部、同尼崎臨海部における大規模緑地の創出に取り組みました。さらに、海洋環境整備船による漂着ゴミ・油の回収や、放置艇の解消を目指した船舶等の放置等禁止区域の指定とボートパークの整備、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁港区域内の汚泥・ヘドロの除去等の整備を行う水域環境保全対策を全国1地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国41地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進するとともに、漁場環境を保全するための森林整備に46都道府県で取り組みました。さらに、効果的な磯焼け対策の順応的管理手法を示した磯焼け対策ガイドラインを活用した講演会や技術サポートを実施し、対策の普及・啓発に取り組みました。

(4) 海岸における環境の整備

快適で潤いのある海岸環境の保全と創出を図るため、砂浜の保全・復元により生物の生育・生息地を確保しつつ、景観上もすぐれた人と海の自然のふれあいの場を整備する「海岸環境整備事業」を、全国78か所で実施しました。また、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して、一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充しました。

第7節 地球規模の視点を持って行動する取組

1 SATOYAMA イニシアティブの推進

世界の自然共生の智慧や伝統等を収集・調査し、日本の取組と合わせて、地球全体での自然共生社会実現のために活用することを「SATOYAMA イニシアティブ」として世界に提案することとしており、**生物多様性条約COP9**で、環境大臣がその取組の促進を国際社

会に表明し、さらに平成20年5月に開催された**G8環境大臣会合**でその国際的な推進が合意されるなど、SATOYAMA イニシアティブ推進のための取組を進めました。



2 生物多様性のモニタリングと総合評価

(1) 自然環境調査

わが国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する**自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）**（以下「基礎調査」という。）や、さまざまな生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する**モニタリングサイト1000**等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。平成20年度は、特に地球温暖化の影響を受けやすい脆弱な生態系である高山帯については、モニタリングサイト1000のサイトの設置、調査方法等の検討を開始し、大雪山、北アルプス、南アルプス、富士山、白山をサイトとして選定しました。

また、海洋基本法の制定を受け、海洋生物多様性保全のための戦略策定にむけた方針を検討するため、主にわが国の200海里域内を対象として、海洋の生物多様性に関する広域的なデータを収集整理し、海洋生物多様性データベースの構築にむけた検討を行いました。

加えて、国際協力プロジェクトである東・東南アジア生物多様性インベントリー・イニシアティブの一環

として、同地域における生物多様性情報整備と分類学能力の向上に関する現状及びニーズを把握し、この分野における国際連携を深めるため国際シンポジウムを開催しました。

さらに、地球温暖化等の影響を受けやすい身近な生きものや自然現象（昆虫の分布や植物の開花など）についても、平成20年7月から市民参加による調査（愛称「いきものみつけ」）を開始しました。収集した情報からいきもの地図を作成するとともに、過去の調査結果と比較分析しその結果を分かりやすく情報発信することで、地球温暖化を身近な問題として捉えてもらい、暮らしにおける二酸化炭素排出削減行動に結びつけていきます。

(2) 生物多様性総合評価

わが国の生物多様性の現状と傾向を社会的な側面も含めて把握し、分かりやすく伝えられるようにするため、生物多様性総合評価を開始しました。初年度の平成20年度は、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果などを把握するための指標の検討を行いました。

3 生物多様性関連の条約等に基づく国際的な取組

(1) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく輸出入の規制に加え、わが国では、同条約附属書Iに掲げる種については国内での譲渡し等の規制を行い、条約の実施を推進しています。また、関係機関が連携・協力し、インターネットによるものを含む条約規制対象種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。

(2) ラムサール条約

ラムサール条約については、東南アジア諸国に対する国際的に重要な湿地の特定に向けた協力等、ベトナムにおけるアジア湿地シンポジウムの開催支援、第10回締約国会議への水田に関する決議案の韓国との共同提出等を行いました。

(3) 渡り鳥等保護条約

米国、オーストラリア、中国、ロシア及び韓国との二国間の**渡り鳥等保護条約**等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、ズグロカモメ等

に関する共同調査を引き続き実施するとともに、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換を行いました。

(4) 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ

日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」の活動として、アジア太平洋地域におけるツル、ガンカモ、シギ・チドリ類等の渡り性水鳥の保全を進めました。

(5) 国際サンゴ礁イニシアティブ

平成20年11月に、東京で「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議／第4回ICRI東アジア地域会合」を開催し、平成22年度を目途に東アジアを中心とした海域におけるサンゴ礁保護区ネットワーク戦略を策定するための作業計画を作成しました。

(6) 世界遺産条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき、世界遺産一覧表に記載された屋久島、白神山地及び知床の世界自然遺産について、関係省庁・地方公共団体による連絡会議の開催等により適正な保全を推進しました。特に、平成17年に登録された知床については、平成20年7月の第32回世界遺産委員会において保全状況の審査が行われ、地域社会の参画と科学委員会を通じて科学的知見を活用した管理が高く評

価されました。あわせて同委員会から勧告された事項に適切に対応するため管理計画の見直しなどを進めました。

世界遺産暫定一覧表に記載された小笠原諸島においては、関係省庁・地方公共団体等が連携し、**外来種**対策など推薦に向けた条件整備を行うとともに、推薦に必要な書類の作成を進めました。また、国内候補地である琉球諸島については、関係する地域の人たちの協力を得ながら世界的に優れた自然環境の価値を保全するための方策を検討しました。

